

“育て八街っ子”読書計画

～第2次八街市子どもの読書活動推進計画～



令和6年3月

八街市教育委員会

“育て八街っ子”読書計画 ～第2次八街市子どもの読書活動推進計画～

も く じ

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景	1
2. 子どもの読書活動の意義	2
3. 第1次計画の成果と課題	3
4. 子どもの読書活動の現状と課題	7
5. 子どもの読書活動に係る目標とする数値	9

第2章 基本的な考え方

1. 計画策定の目的	10
2. 計画の基本方針	11
3. 計画の効果的な推進のための体制	12
4. 計画の対象	12
5. 計画の期間	12

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1. 家庭及び地域における取り組み	13
2. 学校など(幼稚園・保育園などを含む)における取り組み	16
3. 市立図書館など、市における取り組み	19
4. 家庭、地域、学校及び図書館などにおける連携・協力の推進	27
5. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	29
6. 推進体制の整備	30

《 資 料 編 》

〈用語の説明〉	31
---------	----

〈関係法令など〉	38
----------	----

1. 「子どもの読書活動の推進に関する法律」
2. 「衆議院文部科学委員会における附帯決議」

〈参考資料〉	41
--------	----

1. 読書アンケート結果
2. 子どもの数に関する推移



第1章 はじめに



1. 計画策定の背景

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でそのための環境の整備を積極的に推進していくことが重要です。

しかしながら、近年では、テレビ、インターネット、携帯電話などの多様な(※)メディアの普及に伴う生活環境の変化、さらには、乳幼児期からの読書習慣の未形成などにより、我が国においても子どもの「文字・活字離れ」、「読書離れ」が指摘されています。

こうした中、平成13年12月に公布・施行された「(※)子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号。以下「推進法」という。)において、子どもの読書活動の推進に関する基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動を巡る施策の総合的、かつ計画的な推進を図ることとしています。

千葉県においても、平成15年3月に、子どもの読書活動を千葉県全体で推進するための方向性や取り組みを示した「千葉県子どもの読書活動推進計画」第一次計画を策定し、その後、第二次、第三次計画を経て、現在、第四次計画が令和2年2月に策定されています。

当市においても平成30年3月に「“育て八街っ子”読書計画 “八街市子どもの読書活動推進計画”」を策定し、子どもの読書活動推進を進めてきました。

しかし、全世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響は子どもたちの読書環境にも変化を与えました。

学校図書館、公共図書館の利用制限により、子どもたちの読書機会を減らすこととなり、遠隔授業に対応するべく(※)GIGAスクール構想による一人一台パソコン(タブレット端末)の導入により読書の形態が紙から電子にも関心を寄せられるようになりました。

八街市では、これらの状況を踏まえ、子どもたちが読書活動を通じて健やかに成長することを願い、「“育て八街っ子”読書計画 “第2次八街市子どもの読書活動推進計画”」を策定しました。

(※) 資料編に用語の説明があります。

2. 子どもの読書活動の意義

「推進法」では、子どもの読書活動の意義を「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの。」と記しており、平成12年の(※)教育改革国民会議では「人間性をより豊かにするために、読み、書き、話すなど言葉の教育を大切にする。」ことが提言されています。

さらに、(※)文化審議会国語分科会では、「読書は人類が獲得した文化であり、読書により我々は、楽しく、知識が付き、ものを考えることができる。また、読書習慣を身に付けることは、国語力を向上させるばかりでなく、一生の財産として生きる力ともなり、楽しみの基ともなるものであり、読書の習慣を若いうちに身に付けることが大切である。」と報告しています。

子どもたちが発達段階に応じた読書の機会を得ることは、読書の効果を高めるために重要なことであるとともに、本との出会いは“未知”との出会いであり、自分との出会いでもあります。

子どもたちが本を通じて、時代を越えた広い世界を知り、実生活では体験することのできない経験を重ねていくうちに、豊かな感性が育まれます。

また、家庭などで、親子が一緒に同じ本を読んで語り合うことができれば、親子関係はより温かく豊かなものになるとともに、このような取り組みは、子どもの健やかな成長のみならず、大人自身にも新たな発見をもたらし、生涯にわたって自らを高めていくことにもつながります。

このように、子どもたちが豊かな読書体験をしていくためには、乳幼児期からの絵本との関わりや、童話・物語などに親しむ機会を持つことが大切であるとともに、大人が多種多様な本の中から質の高い優れた本を子どもたちに提供することなどにより、読書の楽しさに関わり方を伝えていくことが重要とされています。



3. 第1次計画の成果と課題

第1次計画では各取り組みにおける数値目標を設定していないため、計画の基本方針を代表する事項を平成30年度と令和4年度の成果を比較した増加率で評価しました。

(1)子どもが読書に親しむ機会の充実

ア)読書の楽しさを味わい体験できる機会として科学講座や映画会、イベントを実施しました。

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
科学講座の参加人数	49人 制限なし	18人 人数制限あり	△63.2%
「えほんがうごくえいがかい」参加人数	193人	64人	△66.8%
「ぬいぐるみのおとまり会」参加人数 ※現在「ぬいぐるみと図書館においてよ！」	10人	16人	60.0%

・科学講座については新型コロナウイルス感染症対策のため参加人数を制限したこともあり、減となりました。

・「えほんがうごくえいがかい」については、通常の娯楽アニメ作品とは異なり、絵本そのままの絵がアニメーションとなっている作品です。絵本の世界への導入や関連図書の貸し出しにもつながる事業ですが、参加者の減となりました。近年、自宅で気軽に映画作品を視聴できる環境も一因と考えられます。

・「ぬいぐるみのおとまり会」については参加者の増となりました。これは事業内容をぬいぐるみを預かって夜の図書館での写真集と(※)ブックリストを手渡す方式から、ぬいぐるみと子どもが一緒になって本を選び、読書を楽しむ写真とブックリストを手渡す方式に変えたことが大きいと考えられます。

イ)読書環境が身近にあることが重要であることから移動図書館の小学校巡回を行いました。

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
移動図書館の小学校利用者数	1,542人	1,133人	△26.5%

・(※)移動図書館の巡回は図書館から距離的に遠い川上小学校、交進小学校、笹引小学校、二州小学校、沖分校、朝陽小学校を巡回しています。児童数の減少も影響していると考えられますが、学校や担任の先生方との情報共有を今以上に進めることが重要と考えられます。

(2)子どもの読書活動を支える読書環境の整備

ア)子どもの発達段階に応じた読書に対するきっかけづくりとして(※)おはなし会を実施しました。

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
【館内】おはなし会参加人数	835人	395人	△52.7%
内訳 通常おはなし会 対象：満4歳～小学生	258人	259人	0.39%
(※)おひざでだっこのおはなし会 対象：0～3歳児とその保護者	118人	63人	△46.6%
(※)おはなし会スペシャルなど 対象：幼児～	459人	73人	△84.1%

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
【館外】おはなし会参加人数	1025人	884人	△13.8%
内訳 (健康増進課) (※)はいはいよちよちおはなし会 対象：10か月栄養・歯科相談対象児	547人	378人	△30.9%
(子育て支援課) (※)にこにこおはなし会 対象：にこにこルーム事業参加者	180人	38人	△78.9%
(子育て支援課) (※)ひまわりおはなし会 対象：(※)児童館「ひまわりの家」来館者	未実施	130人	皆増
(依頼された保育園・幼稚園・小学校) 出張おはなし会	298人	338人	13.4%

・おはなし会については、おはなし会スペシャルの実施回数減と新型コロナウイルス感染症対策のため参加人数を制限したことによる参加者の減です。(※)ジュニア司書や(※)ジュニア司書マイスター、おはなし会ボランティア協力のもと、基本的な児童サービスとして継続し、子どもたちを読書へ導いていくことが重要です。

イ)子どもが読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を得ることのできる環境づくりとして展示図書コーナーを増設しました。また、(※)団体貸出や(※)授業支援サービスを行い学校の読書環境整備を図りました。

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
児童展示図書コーナー企画数	52回	42回	△19.2%

・展示図書コーナーは本の表紙を見せることによって本への関心を引き、読書につなげる場所です。基本的には毎月変更していますが、最近は(※)ディスプレイにもこだわり、2か月連続して同じ企画で展示する場合もあることから企画数が減となりました。

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
団体貸出冊数	11,670冊	8,680冊	△52.6%

・団体貸出は希望のあった小・中学校の学級、児童クラブ及び(※)教育支援センター「ナチュラル」に学期ごとに配本を行っています。少子化により学級数は減少していますが児童クラブは設置クラス数が増加しています。

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
授業支援貸出冊数	455冊	148冊	△67.5%

・授業支援貸出は授業の際に同じ本が複数必要な場合や関連図書が学校の本だけでは足りない時、図書館から関連図書を貸出するサービスです。近年の電子黒板の普及により利用が低下したと考えられます。

ウ)障害のある子どもたちにも配慮した取り組みとして点字図書や(※)LLブックの蔵書を増やしました。

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
点字図書・LLブックの蔵書冊数	36冊	79冊	119%

・障害のある子ども向けの本について、特にLLブックについては近年出版点数が多くなってきたことから蔵書冊数が増となりました。また、令和2年に(※)サピエ図書館に加入し障害のある方への読書環境整備を充実させました。

(3)子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

ア)社会全体で読書活動を推進するために、おはなし会ボランティア及びジュニア司書・ジュニア司書マイスターと共に事業を行いました。

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
おはなし会ボランティア参加人数	104人	101人	△2.8%

・おはなし会ボランティアは(※)素話などを行っており、実際に活動を行うには研修や練習が必要となっています。ボランティアの育成には時間がかかるとともに高齢化も進んでおり、若手の育成が課題となっています。

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
ジュニア司書・ジュニア司書マイスター活動参加人数	150人	103人	△31.3%

・現在、認定ジュニア司書は100名を超え、ジュニア司書マイスターは27名となりましたが、最近ではジュニア司書養成講座を受ける人数が減少し、活動できるジュニア司書の人員の確保が難しくなっています。また、学業や部活が忙しいとの理由で来館してのボランティアに参加できないとの声もあることから、在宅で気軽に参加できる活動を新たに企画しました。

イ)様々な機会を捉え、広く情報を発信するため、定期的にブックリストを発行しました。また、社会教育課や社会福祉協議会と連携して保護者に向け読書活動の推進を促しました。

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
ブックリスト発行回数	16回	13回	△18.8%

・幼稚園、保育園、(※)こども園向けのブックリスト(※)「ちゅうちゅうつうしん」の刊行頻度を下げたため発行回数は減となりました。また、社会教育課発行の家庭教育だよりに おすすめする本のリストを載せ、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校の保護者に対し情報発信を行いました。

・印刷物での配布と併せ電子メディアによる情報発信についても検討していく必要があります。

項目	平成30年度	令和4年度	増加率
社会福祉協議会による小学校入学お祝い事業で進呈した児童書の数	447冊	375冊	△16.1%

・社会福祉協議会による小学校入学お祝い事業に関連して、本を選ぶ際の一助となるブックリスト「小学1年生へのおくりもの」を発行しました。

4. 子どもの読書活動の現状と課題

子どもたちを取り巻く生活環境は、テレビ、インターネット、ゲームその他の映像・情報メディアの浸透及び生活様式の多様化などにより大きく変化しました。このように生活環境が変化する中、子どもたちの興味や関心も多様化し、急速な読書離れ・活字離れとともに、子どもたちの言語能力の低下、表現力の低下、言葉の乱れなどが指摘されています。

また、「※第67回学校読書調査」(第67回より※全国学校図書館協議会の単独実施)によると、令和4年5月1か月間の平均読書冊数は、小学生が13.2冊、中学生が4.7冊、高校生が1.6冊であり、前年の調査に比べ、小学生は0.5冊の増となりましたが、中学生は0.6冊の減、高校生は±0冊となりました。また、本市で令和4年11月に初めて実施した※八街市読書調査の結果では小学生が7.49冊、中学生が2.26冊、高校生が1.18冊となっています。さらに、全国では5月1か月間に読んだ本が0冊の「不読者」の割合は、小学生が6.4%、中学生が18.6%、高校生は51.5%であり、前年の調査に比べ、小学生は0.9%、中学生は8.2%、高校生は1.3%の増加となりました。また、本市の状況は小学生が22.3%、中学生が27.7%、高校生が66.5%となっています。

このように、学校段階が進むにつれて読書から離れてしまう傾向は前回調査と同傾向であり、この傾向を解消するためにも、子どもが幼少期から読書の楽しさを体感し、習慣化するための取り組みが求められています。

今回の調査で八街市では小学生の不読者の割合が全国と比べると高いことがわかりました。アンケート結果を見ると本を読むことが「好き」「どちらかといえば好き」と答えた割合が75.3%あり、読書が嫌いでも本を読まないのではないこともわかりました。

また、1か月間に読んだ本の冊数が「0冊」と答えた児童が「読みたい本がなかった」と45.4%が回答しています。このことについては、学校の図書室を「利用しない」「1年に何回か」と答えた割合が46.0%、八街市立図書館や移動図書館を「利用しない」「1年に何回か」と答えた割合が81.7%もあることから、まだ本当に面白い読書体験に巡り合えていないことが理由ではないかと思われます。

本との出会いを拡大させるための方策が家庭、地域、学校及び図書館で必要であり課題となっています。

全国の児童生徒の読書状況

読書冊数(5月1か月間に読んだ本の冊数)の推移

10月1か月間

全 国						八街市
	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2022(R4)
小学生	9.8冊	11.3冊	調査中止	12.7冊	13.2冊	7.49冊
前回比較	▲1.3冊	+1.5冊		+1.4冊	+0.5冊	—
中学生	4.3冊	4.7冊	調査中止	5.3冊	4.7冊	2.26冊
前回比較	▲0.2冊	+0.4冊		+0.6冊	▲0.6冊	—
高校生	1.3冊	1.4冊	調査中止	1.6冊	1.6冊	1.18冊
前回比較	▲0.3冊	+0.1冊		+0.2冊	±0冊	—

「第67回学校読書調査」(全国学校図書館協議会)から

八街市読書調査

不読者(5月1か月間に読んだ本が0冊)の割合の推移

10月1か月間

全 国						八街市
	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2022(R4)
小学生	8.1%	6.8%	調査中止	5.5%	6.4%	22.3%
前回比較	+2.5%	▲1.3%		▲1.3%	+0.9%	—
中学生	15.3%	12.5%	調査中止	10.1%	18.6%	27.7%
前回比較	+0.3%	▲1.9%		▲1.9%	+8.2%	—
高校生	55.8%	55.3%	調査中止	49.8%	51.1%	66.5%
前回比較	+5.4%	▲0.5%		▲5.5%	+1.3%	—

「第67回学校読書調査」(全国学校図書館協議会)から

八街市読書調査

5.子どもの読書活動に係る目標とする数値

本計画の達成状況の評価を行うために、目標となる数値を定めました。おおむね5年を計画期間としていることから、令和10年度を目標年度としました。

目標	評価指標	現状(R4)		目標(R10)
-本好きを増やす-	本を読むことが「好き」「どちらかといえば好き」と答えた割合	小学生	75.3%	80.0%
		中学生	74.8%	80.0%
		高校生	36.9%	40.0%
-不読率を下げる-	1か月間に読んだ本の冊数が「0冊」と回答した割合	小学生	22.3%	12.0%
		中学生	27.7%	18.0%
		高校生	66.5%	57.0%
-図書室(館)の利用を増やす-	授業以外で学校の図書室(館)を利用しないと回答した割合	小学生	18.0%	8.0%
		中学生	41.3%	31.0%
		高校生	74.3%	64.0%



市立図書館内(※)書架



第2章 基本的な考え方



1. 計画策定の目的

「推進法」第9条第2項では、市町村は国・県の子ども読書活動推進計画を基本として、子どもの読書活動推進に関する計画を策定するよう努めなければならないと規定されています。

また、子どもの読書活動については「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの。」と記されており、社会全体で積極的に環境の整備を推進していくことが重要とされています。

八街市においても、推進法の基本理念にのっとり、家庭、地域、学校及び図書館などが連携・協力して、子どもの自主的な読書活動を推進していくことの重要性にかんがみ、子どもの読書活動の推進に係る各種施策を総合的、かつ計画的に推進するための指針として、「“育て八街っ子”読書計画 “八街市子どもの読書活動推進計画”」を平成30年3月に策定しました。

このたび、「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後の国や県の動向を踏まえるとともに、第1次計画期間中における成果と課題を把握し、本市の子どもの読書活動を一層推進するために第2次計画を策定することとしました。



2. 計画の基本方針

- (1)子どもが読書に親しむ機会の充実
- (2)子どもの読書活動を支える読書環境の整備
- (3)子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1)子どもが読書に親しむ機会の充実

子どもたちは、読書を通じて多くの知識とともに、読解力をはじめ、想像力、思考力、表現力など、様々な生きる基礎力を習得します。

子どもたちが、発達段階に応じた読書活動を自主的、かつ積極的に行うためには、読書の楽しさを味わい体験できる機会、環境が身近にあることが重要であり、そのためには、家庭、地域、学校及び図書館などがそれぞれの役割を果たし、連携して社会全体で子どもの読書活動を支えていくことが重要です。

(2)子どもの読書活動を支える読書環境の整備

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの発達の段階に応じた読書に対するきっかけづくりや、子どもが読書の幅を広げ、読書体験を深めるような機会を得ることのできる環境づくりが必要です。

子どもたちは、読書を通じて自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、物事に関する新たな知識を得ようとする気持ちや原因を突き止めようとする気持ちを育み、さらには正しい判断をするための能力を育みます。

子どもたちの健やかな成長の一翼を担う子どもの読書活動を推進できるよう、障害を持つ子どもたちにも配慮した取り組みや施設・人的環境などの整備に努めます。

(3)子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、身近にいる大人たちが読書活動に理解を示し、関心をもつことが必要であり、社会全体で読書活動を推進する気運を高めることが重要です。

家庭、地域、学校及び図書館などの関係機関が情報を共有し、様々な機会を捉え、広く情報を発信するなど、八街市全体で子どもの読書活動を推進していく社会的気運の醸成に努めます。

3. 計画の効果的な推進のための体制

本計画を効果的に推進していくためには、家庭、地域、学校及び図書館などが連携・協力して取り組むとともに、必要に応じて、取り組み状況を「八街市(※)図書館協議会」に報告して意見を求めるなど、社会全体で子どもの読書活動に関する取り組みの総合的、かつ計画的な推進に努めます。

4. 計画の対象

本計画の対象者は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

5. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度からおおむね5年間とし、必要に応じて取り組み内容の見直しを行います。



第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み



1. 家庭及び地域における取り組み

子どもは、読書をすることにより言葉を理解し、知識を広め、感性を磨き、表現力や思考力を高め、想像力を豊かにします。子どもの読書習慣は日常の生活を通じて形成されるもので、家庭や地域は、子どもが最初に本と出会い、読書習慣を身に付ける大切な場所となります。

そのため、保護者や地域の人たちが読書の重要性を認識し、読書活動への理解を深めることが必要であり、子どもたちが読書の面白さを知り、家族をはじめ多くの人たちとその喜びを分かち合う機会の充実に努めなければなりません。

しかしながら、地域社会における人と人とのつながりの希薄化、家庭や子どもを取り巻く環境の多様化により、子どもと本との出会いの場が少なくなっていることも事実です。子どもたちの心の健やかな発達のためには、生涯学習の拠点の一つとも言える市立図書館が中心となり、地域や団体が互いに連携、協力することで、本とふれあう機会をより多く提供することが重要です。

これらの状況を踏まえ、こうした家庭や地域における読書活動を推進するため、以下の事業に取り組みます。

【具体的な取り組み】

(1)子どもの読書に関するアドバイス〔所管課等：図書館・家庭〕

保護者が、読み聞かせの楽しさや読書の重要性など、子どもの読書に関するアドバイスを受け、家庭などにおいて子どもに読書の楽しさを伝えることにより、子どもたちの読書に対する関心を高めます。

(2)ブックリストの作成と配布〔図書館〕

乳児から高校生までを対象に、図書館の利用案内、行事などの周知、図書館が推奨する本を紹介するそれぞれの発達段階に応じたブックリストを作成し、子どもの読書活動の推進を図ります。

(3)※「うちどく活動」の推進〔図書館・家庭〕

親と子のコミュニケーション機会と読書に親しむ環境づくりを進めるために、「うちどく推

薦図書」のコーナーを市立図書館内に設置するほか、(※)「うちどくノート」の配布やホームページなどを活用した周知活動により、うちどく活動の積極的な推進を図ります。

(4)(※)「読書手帳」の配布〔図書館〕

子どもの読書活動を推進するためには、子どもたちが日常的に本に触れて読書を楽しむことが重要であり、そのきっかけづくりと読書の習慣化を図る上で効果が期待される「読書手帳」を小学生を対象に配布します。

市立図書館では、「読書手帳」への記入が6冊終了した利用者を対象に、無料で製本して記念品としてプレゼントするサービスを継続します。

(5)各種出前講座の実施による読書活動の推進〔図書館〕

市役所内の関連部署や各種団体などとの連携による(※)「知っ得・納得やちまた出前講座」(以下「出前講座」)の実施により、世代を超えたより多くの人たちに読書の楽しさを伝え、家庭や地域における読書活動に対する意識の高揚に努めます。

〈出前講座による司書派遣サービス〉〔図書館〕

依頼のあった学校や地域の団体などに図書館(※)司書を派遣し、読書に関する講座の開催や様々な相談に応じるとともに、おはなし会や読み聞かせなどを実施することにより、関係団体の人たちの技術の向上を目指します。

〈出前講座による地域における子ども読書活動への支援〉〔子育て支援課・図書館〕

各地区に、図書館司書やジュニア司書を派遣して、おはなし会、本の読み聞かせ及び本の展示などを行うほか、(※)子育て支援センターや(※)児童館「ひまわりの家」に図書館司書を派遣しておはなし会を開催します。

〈各種関係団体が主催するイベントと出前講座の連携〉〔図書館・関係団体〕

出前講座をとおして、各種関係団体が主催するイベントへの参加依頼があった場合は、図書館司書(ジュニア司書)によるおはなし会を実施し、子どもの読書活動の推進を図ります。

〈お試しどこでもBM〉〔図書館〕

依頼のあった幼稚園や地域などに移動図書館で出向きサービスを提供します。

(6)団体貸出の実施及び(※)地域・家庭文庫への支援〔図書館・関係団体〕

地域コミュニティや親子が集う施設などへ団体貸出を積極的に働きかけ、そこに集う利用者に対して貸し出しについても積極的な働きかけを行います。また、地域の有志などによる地域・家庭文庫活動に対し、(※)図書館資料の団体貸出や運営相談に応じるなど活動への支援を行い、子どもをはじめとする市民の読書環境の整備と意識の高揚に努めます。

(7)児童クラブ及び児童館への配本〔子育て支援課・図書館・社会福祉協議会〕

市内にある児童クラブのうち、希望のあった児童クラブ及び児童館に対し図書の団体貸出を行い、2か月に1度、50冊程度の図書の入れ替えを行います。

(8)絵本の(※)読み聞かせ講座〔図書館〕

大人を対象に、グループなど複数の子どもたちに対する絵本の読み聞かせ方や絵本の選び方などを学ぶための講座を開催し、子どもたちの絵本への関心を大人を通じて高められるよう取り組みます。

(9)家庭における子ども読書活動への支援〔子育て支援課・健康増進課・図書館〕

「はいはいよちよちおはなし会」や「おひざでだっこのおはなし会」を開催して、(※)わらべうた、(※)手あそび及び絵本の読み聞かせを行うなど、家庭での読書活動につながる取り組みを推進します。

また、健康増進課が実施する乳幼児検診の会場に、乳幼児と親と一緒に本に親しめるよう本のディスプレイの仕方を工夫します。

(10)読書活動情報の提供〔図書館〕

市立図書館のホームページやX(旧Twitter)及び(※)「図書館だより」や「(※)SPEED++」並びに各種ブックリストによる本の紹介や情報提供のほか、市のホームページや「広報やちまた」、配信メール、LINEを活用し、子どもの読書活動を推進するための講座、イベントの開催について、広く情報の提供に努めます。

(11)街の本箱の設置〔図書館・関係団体〕

地域における読書活動を推進するために、スポーツプラザ体育館と南部老人憩いの家の市内2施設に利用者が自由に読むことができる本箱を設置しており、今後、設置施設の拡充に努めます。

(12)地域における読書ボランティア活動〔関係団体・社会福祉協議会〕

読み聞かせなどのボランティア団体が、地域や児童館でおはなし会(読み聞かせや(※)「ブックシアター」など)を行うことにより、子どもたちの読書への親しみを深めるとともに読書習慣の定着を図ります。

2. 学校など(幼稚園・保育園などを含む)における取り組み

幼稚園や保育園などにおいて、絵本や童話から言葉の楽しさ、美しさ、内容のおもしろさなどに触れることが、その後の読書との関わりに大きく影響します。子どもたちが、絵本や童話などの読み聞かせを通じて、イメージを豊かにすること、想像して楽しむことを経験するなど、生涯にわたる読書習慣の基礎を培うことが大切です。

平成29年3月に公示された新(※)学習指導要領では、教育内容の主な改善事項の1項目目に「言語能力の確実な育成」を掲げ、「^こ発達^いの段階に応じた、(※)語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成」に取り組むこととしています。

これらを踏まえ、小学校や中学校においては、読書活動の一層の推進を図るために、児童・生徒が読書に親しむ環境の整備とともに、本に対する興味や関心を高めるための活動の充実と適切な支援が重要です。学校での読み聞かせや(※)校内一斉読書の推進のほかにも、各教科や総合的な学習の時間などを通じて(※)学校図書館や市立図書館、(※)電子図書館の活用を図るなどの工夫が必要とされています。

併せて、教職員の読書に対する意識の高揚が求められることから、学校図書館や電子図書館の活用や読書活動促進の取り組みなどについて情報交換や研究協議を行うなど、(※)司書教諭をはじめとする教職員の意識の高揚に努めます。

【具体的な取り組み】

(1) 学校図書館と市立図書館との連携の強化及び資料の充実〔所管課等：図書館・学校〕

学校図書館と市立図書館及び学校図書館間の(※)ネットワーク(※)相互貸借システム)を構築し、(※)蔵書の共同利用や必要な図書の学校間相互利用により、それぞれが所有する資料の共有化と有効活用を推進します。また、電子図書館の利用促進を進めるとともに必要な資料の充実を図ります。

併せて、市立図書館が所有する(※)リサイクル資料の優先的な提供や(※)学級文庫サービスの実施、授業への貸し出しを推進します。

(2) 学校図書館の活用促進〔学校〕

子どもたちにとって、なじみやすく身近な学校図書館の利用を促すため開館時間の拡大や館内レイアウトの工夫に努めます。また、学校図書館の円滑な運営と読書活動推進のため、(※)学校図書館司書を効果的に配置し、市立図書館との連携による中・高学年以上の子どもたちに対する読書活動推進の強化を図ります。

さらに、放課後や長期休暇期間などにおける学校図書館の有効活用についても検討します。

(3)移動図書館「ひばり号」の利用環境の改善〔図書館・学校〕

移動図書館「ひばり号」は、市内の学校や地区集会施設など21か所を巡回しており、学校への巡回は川上小学校、交進小学校、笹引小学校、二州小学校、朝陽小学校の5校となっています。

引き続き、巡回場所などを含む現行の運営方法について検証を行うなど、身近な場所で本に親しむことができ、子どもたちにも利用しやすい移動図書館として、必要な改善に努めます。

(4)学校における図書館司書の活用〔図書館・学校〕

読み聞かせ技術の向上などを目的とした教職員や保護者を対象とした研修会の開催や学校図書館の環境整備に関するアドバイス、電子図書館の利用方法とともに、学校図書館の効果的な活用に関するアドバイスを行うなど、図書館司書の活用による学校図書館の機能の充実に努めます。

(5)※学校図書館支援員の配置による読書活動の充実〔図書館・学校〕

ボランティアなどによる学校図書館支援員を配置することにより、市立図書館との協働による読書活動を推進するとともに、児童・生徒の自主的な読書活動に対する意識の高揚を図ります。

また、定期的に図書館司書による研修会を行うなど、学校図書館支援員の知識と技術の向上を目指します。

(6)巡回おはなし会の活用〔図書館・学校〕

小学校1年生を対象に毎年5月頃に行う巡回おはなし会を通じて、おはなしや本の世界への関心を促すとともに、市立図書館などで開催するイベントを紹介することなどにより、図書館への関心と利用促進に努めます。

(7)ボランティアの養成と活用〔図書館・学校・関係団体〕

ジュニア司書を含む読書関連ボランティアの養成に努めるとともに、ボランティアを活用した読み聞かせやおはなし会などを実施します。

(8)ジュニア司書の育成と活動への支援〔図書館・学校〕

ジュニア司書の活動は、養成講座により図書館の仕組みや仕事、読み聞かせの技術、※ポップ作りなどを習得した子どもたちが、学校や地域における読書活動推進のリーダーとして活躍することを目標とします。

学校では、本を探している友だちの援助やおすすめ本の紹介、図書委員会との共同作業など、本と人とを結びつける読書支援を行います。

また、出前講座による地域のイベント活動においても、読書リーダーとなるなど、重要な役

割を担っていることから、市立図書館では、引きつづき、ジュニア司書の育成、活動の支援に努めます。

(9)保護者会などにおける家庭での読書活動の働きかけ〔図書館・学校・関係団体〕

保護者会などの学校行事に図書館司書やボランティアが出向き、読み聞かせやおはなし会などを開催するとともに、子どもの読書活動の意義や大切さを理解するための講座や読書相談、電子図書館の利用方法などを実施します。

(10)学校図書館の環境の充実〔学校〕

学校図書館がその役割を果たすためには、図書館としての機能の充実に向けた環境の整備とともに児童生徒の多様な興味や関心に応える魅力的な資料の整備・充実が求められます。

まず、学校などが、現在、所有している資料を整理し、その上で、心の豊かさを育て、調べ学習に対応するための図書をバランスよく整備するなど、子どもたちが有効かつ効果的に活用できる学校図書館づくりに取り組みます。

(11)図書館、教職員、学校図書館司書との円卓会議・研修会の開催〔図書館・学校〕

子どもが読書を楽しんでいる姿にいちばん身近に接している教職員及び学校図書館の利用状況や蔵書状況を把握している学校図書館司書との定期的な意見交換会開催し、情報共有を図り子どもの読書環境の把握に努めます。また、図書館利用指導に関する研修会を開催するなど、教職員の意識と技術の向上を図ります。

3. 市立図書館など、市における取り組み

図書館は、子どもたちが多種多様な本と出会い、読書の楽しさを知り、読書を通じて豊かな人間性を育むことができる場所であり、保護者にとっても、豊かな蔵書の中から、子どものために本を選んだり、本を読んであげるなど、一緒に子どもの成長を実感できる場所でもあります。

図書館司書やボランティアによる読み聞かせやおはなし会の実施、季節にあわせた資料展示などは、子どもたちが言葉や物語の楽しさにふれ、本に親しむ機会となり、読書習慣の基礎をつくります。

市立図書館では、研修などへの積極的な参加による職員の知識と技術の向上を目指すとともに、電子図書館の利用状況に関する検証なども含め、子どもの読書に関する様々な事業を通じて、読書の楽しさ、大切さを子どもたちに実感してもらえよう、環境の整備に努めます。

また、障害のある子どもにも豊かな読書活動を体験できるように、障害の種別や程度に応じた(※)選書や読書環境の工夫、(※)視聴覚機材の活用、読み聞かせや(※)ブックトークの実施など、関係部署との連携による読書活動の推進に努めます。

なお、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が公布・施行され、千葉県でも令和5年3月に(※)「千葉県読書バリアフリー推進計画」が施行されています。八街市の読書バリアフリー推進計画は未作成ですが、令和3年7月から電子図書館を導入し、文字の拡大や読み上げに対応した、視覚に障害がある方がいつでもどこでも読書に親しめる環境の整備を実施するとともに障害の有無にかかわらず誰もが読書を楽しめるLLブックのコーナーを設置しており、今後一層の資料の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

(1)市立図書館の環境整備と機能強化〔所管課等：図書館〕

子どもたちが市立図書館に行きたくなるような蔵書の整備、(※)排架及びレイアウトに努めるとともに、子どもたちが自ら蔵書検索をしたり、インターネット端末を利用して情報の収集ができるよう(※)Free-WiFiなど、(※)インターネットサービス環境の充実に努めます。

(2)移動図書館事業の充実〔図書館〕

市立図書館から遠い地域に居住している子どもたちにも、移動図書館事業を通じて本に触れる機会を増やし、図書館をより身近なものに感じてもらうよう事業の一層の充実に努め、読書環境の整備による読書への関心と意識の高揚を目指します。

(3)図書館資料の充実〔図書館〕

「※千葉県図書館2022」によると、令和4年度当初における本市図書館の人口1人あたり蔵書冊数は4.79冊、児童1人あたり蔵書冊数は12.15冊となっており、いずれも県内71公立図書館の平均蔵書冊数3.18冊を上回り、近隣市と同程度の状況にあります。

児童書は約6万冊、割合は全体の約19%で推移しています。傷んだ本の買い換えや調べ学習に対応できる図書の充実、中学生や高校生を対象とした※ティーンズ向け図書の充実など、それぞれの年代に応じた図書館資料の充実に努めます。

八街市立図書館の蔵書冊数推移

	2018(H30)	2019(R元)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
蔵書冊数	315,996冊	317,214冊	317,590冊	317,893冊	317,809冊
前年度比較	▲1,603冊	+1,218冊	+376冊	+303冊	▲84冊
うち児童書	6,0496冊	60,356冊	60,024冊	60,254冊	60,452冊
前年度比較	+945冊	▲140冊	▲332冊	+230冊	+198冊
児童書の割合	19.14%	19.03%	18.90%	18.95%	19.02%
前年度比較	+0.39%	▲0.12%	▲0.13%	0.05%	0.07%
人口1人あたり蔵書冊数	4.59冊	4.68冊	4.74冊	4.80冊	4.79冊
前年度比較	+0.02冊	+0.09冊	+0.06冊	+0.07冊	▲0.01冊
児童1人あたり蔵書冊数	10.15冊	10.59冊	11.03冊	11.59冊	12.15冊
前年度比較	+0.57冊	+0.45冊	+0.44冊	+0.56冊	+0.56冊

「千葉県の図書館2018~2022」から



(4) 図書館資料の利用促進〔図書館〕

「千葉県図書館2022」によると、令和4年度当初における本市図書館の人口1人あたり図書貸出冊数は3.22冊、児童1人あたり図書貸出冊数は8.14冊となっており、いずれも県内71公立図書館の平均図書貸出冊数を下回る状況にあります。

コロナ禍による利用制限や外出控えもあり、貸出冊数が落ちていましたが、令和4年度からは児童1人あたりの貸出冊数に回復が見られます。引き続き、図書館資料の充実と本計画に掲げた各種取り組みの推進に努めるとともに、学校や(※)地域コミュニティへの団体貸出を積極的に推進するなど、子どもの読書活動をみんなで支える環境を整備します。

また、市立図書館内には、多くの人に興味をもってもらい本を手にとってもらえるよう、(※)ディスプレイに工夫した図書の展示コーナーの設置などを行います。

八街市立図書館の貸出冊数推移

	2018(H30)	2019(R元)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
貸出冊数	282,801冊	267,247冊	224,487冊	185,495冊	213,111冊
前年度比較	▲22,720冊	▲15,554冊	▲42,760冊	▲38,992冊	+27,616冊
うち児童書	55,732冊	45,676冊	35,765冊	29,690冊	40,491冊
前年度比較	+23,712冊	▲10,056冊	▲9,911冊	▲6,075冊	+10,801冊
児童書の割合	19.71%	17.09%	15.93%	16.01%	19.00%
前年度比較	+9.23%	▲2.62%	▲1.16%	+0.08%	+2.99%
人口1人あたり貸出冊数	4.11冊	3.94冊	3.35冊	2.80冊	3.22冊
前年度比較	▲0.28冊	▲0.17冊	▲0.59冊	▲0.55冊	+0.41冊
児童1人あたり貸出冊数	9.35冊	8.02冊	6.57冊	5.71冊	8.14冊
前年度比較	+4.20冊	▲1.33冊	▲1.45冊	▲0.86冊	+2.43冊

「千葉県の図書館2018~2022」から

(5) 子どもの読書に対するニーズの把握と反映〔図書館・学校・関係団体〕

子どもの読書活動を推進するためには、読書に対する子どもたちのニーズを把握し計画に反映することが大切です。アンケート調査の実施も含め、あらゆる機会を捉えたニーズの把握と反映に努めます。毎年、市内小学校4年～6年生、中学生、高校生にアンケートを実施し、その結果を取り組み内容に反映します。



(6)各種おはなし会の開催

読書への関心を高めるために、季節や年代などに応じたおはなし会を開催します。

〈おはなし会〉〔図書館・関係団体〕

毎週土曜日、満4歳から小学生を対象に、素話^{すばなし}や絵本の読み聞かせを行います。

〈巡回おはなし会〉〔図書館・学校〕

毎年5月頃に市内の小学校8校を巡回し、1年生を対象に素話や絵本の読み聞かせを行うほか、図書館の利用案内などを行います。

〈出張おはなし会〉〔図書館・学校・関係団体〕

学校や地域の団体からの依頼に応じて、素話や絵本の読み聞かせなどを行います。

〈おはなし会夏休みスペシャル〉〔図書館・関係団体〕

毎年8月、乳幼児から大人までを対象に、素話や^(※)大型絵本の読み聞かせなどを行います。

〈大人のためのおはなし会〉〔図書館・関係団体〕

大人を対象に、隔年で、素話や大型絵本の読み聞かせなどを行います。

〈^(※)やちまた教育の日月間おはなし会スペシャル〉〔図書館・関係団体〕

やちまた教育の日月間に合わせ、11月に、乳幼児から大人までを対象に、素話や大型絵本の読み聞かせなどを行います。

〈冬のおはなし会スペシャル〉〔図書館・関係団体〕

毎年12月、乳幼児から大人までを対象に、素話や大型絵本の読み聞かせなどを行います。

〈おひざでだっこのおはなし会〉〔図書館〕

毎月第4火曜日、0歳児から3歳児までとその保護者を対象に、わらべうたや手あそび、絵本の読み聞かせを行います。

〈はいはいよちよちおはなし会〉〔子育て支援課・健康増進課・図書館〕

10か月児栄養歯科相談の会場で、乳児とその保護者を対象に手あそびや絵本の読み聞かせを行うとともに乳幼児向けブックリストの配付などを行います。

〈にこにこおはなし会〉〔子育て支援課・実住保育園・図書館〕

実住保育園内「にこにこルーム」に来所している親子を対象に手あそびや絵本の読み聞かせなどを行います。

〈ひまわりおはなし会〉〔子育て支援課・社会福祉協議会・児童館・図書館〕

児童館「ひまわりの家」に来館している親子を対象に手あそびや絵本の読み聞かせなどを行います。

(7)読書に対する興味を高めるイベントの実施〔図書館・学校〕

学校などの依頼により、読書に対する興味や楽しさを知る上で効果的な方法とされるブックトークや(※)ビブリオバトルなどを実施することにより、子どもたちの読書へのきっかけづくりを行います。

(8)(※)レファレンス、読書相談及び学習相談の充実〔図書館・学校〕

子どもたち一人ひとりの要求に適確に対応するために、図書館司書の研修会などへの参加を促進するなど、相談に応じる職員の知識と技術の向上を目指します。

また、(※)パスファインダーの作成・活用により、年齢や目的に合ったレファレンスの充実に努めます。

(9)障害のある子どもに配慮した読書環境の整備〔図書館〕

(※)さわる絵本や(※)点字絵本、LLブックの収集・充実に努めるとともに不足する資料の図書館間の相互貸借などにより、障害のある子どもと保護者にも利用しやすい読書環境の整備に努めます。

また、障害などにより来館が難しい子どもに対する宅配サービスも実施します。

(10)(※)ヤングアダルトサービスの充実〔図書館・学校〕

中学生や高校生を対象とするヤングアダルトサービスについては、学校図書館との連携により環境の整備に努めます。

また、中学生や高校生を対象とした読書会、講演会などの開催について検討するとともに、市内高等学校の学校図書館司書と連携を図り、本を紹介するPOPの作成など、読書離れへの対応について検討します。

(11)ジュニア司書養成講座の実施〔図書館〕

中学生を対象に、司書の基礎研修、実務研修及び専門研修を行い、研修後に提出するレポートにおいて一定の成績を収めた受講生に認定証を授与します。

(12)ジュニア司書・ジュニア司書マイスター活動〔図書館〕

ジュニア司書に認定された生徒、及び高校卒業までジュニア司書として活動を続けたことで認定されるジュニア司書マイスターが、読書の面白さや素晴らしさを学校、地域及び家庭に広める読書リーダーとしての活動を支援します。

(13) ボランティア活動への支援〔図書館〕

市立図書館では、ボランティアへの情報提供に努めるとともに、知識・技術の向上を目指した研修会を開催するなど、ボランティア活動の更なる充実を支援します。

(14) (※) 図書リサイクルの実施〔図書館・学校・関係団体〕

市立図書館の蔵書の中から、古くなった図書などを市民や保育園・学校などの関係団体に無料で配布することにより、読書がより身近なものとなるよう取り組みます。

(15) 児童書の展示〔図書館〕

(※)「子ども読書の日」や夏休み期間などに、児童コーナーへの子ども向け図書の展示を拡充するなど、子どもや保護者への情報の提供と読書に対する関心と理解の促進に努めます。

(16) インターネットサービスの充実〔図書館〕

市立図書館のホームページ上に蔵書を公開し、家庭のパソコンや(※)モバイル端末から24時間、蔵書の検索や予約が可能なほか、利用案内、新着図書、(※)リンク集などのコーナーから各種情報を提供します。

また、子どものページをホームページ上に作成して、分かりやすい情報提供に努めるとともに、引きつづき、インターネットサービスの充実にも努め、子どもの読書活動の高揚が図れるよう取り組みます。

ホームページアドレス<https://www.library.yachimata.chiba.jp>

(17) 電子図書館の充実

ティーンズ及び児童向けの電子図書を充実させ、来館しなくても気軽に利用できるように努めます。

(18) 「ぬいぐるみと図書館においでよ！」の実施〔図書館〕

0歳から小学生を対象に、お気に入りのぬいぐるみと市立図書館で本を探し、その様子を撮影し、後日、写真とブックリストを子どもたちにプレゼントすることにより、図書館への関心を高めるとともに、児童図書の利用促進とおはなし会への参加促進を図ります。

(19) 「子ども科学講座」の実施〔図書館〕

小学校3年生から6年生を対象に、学校の授業とは違った視点から科学に関する講座を市立図書館において開催し、子どもたちに科学への興味や関心を高めてもらうとともに、図書館の利用促進と読書活動の推進を図ります。

(20)映画会の開催〔図書館〕

様々な年代に応じた映画会を開催することにより、図書館の利用促進と読書に対する意識の高揚を図ります。



〈「こどもの日映画会」の開催〉〔図書館〕

毎年「こどもの日」に、子どもが楽しめる映画を上映し、併せて、図書館の利用促進を図ります。

〈※「パラダイスシアター」の開催〉〔図書館〕

奇数月第3日曜日に児童を対象とした映画会を開催します。

〈「えほんがうごくえいがかい」の開催〉〔図書館〕

偶数月第3日曜日に、原作が絵本の映画の上映する「えほんがうごくえいがかい」の開催や絵本の紹介などを行います。

(21)「本の福袋」の貸し出し〔図書館〕

新たな本との出会いを勧めるため、一般向け、ティーンズ向け、児童向けに選んだ本を福袋として貸し出します。

(22)「ちゅうちゅうつうしん」の配付〔図書館〕

4・5歳児の保護者を対象に、読み聞かせに適した本の紹介や市立図書館が実施する事業のPRを行います。



「ちゅうちゅうつうしん」市立図書館

(23)「図書館においでよ！」(ブックリスト)の作成〔図書館〕

小学校1・2年生用、3・4年生用、5・6年生用の3タイプのチラシを夏休み前に作成し、市立図書館のおすすめ本やイベントの紹介を行います。

(24)ティーンズ向けブックリストの作成〔図書館〕

年間3回、ティーンズを対象としたおすすめ本や市立図書館のイベントの紹介などを行います。



「絵本のコーナー」市立図書館

4. 家庭、地域、学校及び図書館などにおける連携・協力の推進

子どもたちが読書の楽しさに気づき、自ら読書を楽しむための機会の提供や読書環境を充実させるためには、家庭、地域、学校及び図書館などがそれぞれの役割を果たすことはもとより、地域全体で子どもの読書活動の推進に取り組むことが重要です。

そのためには、各種団体や機関が相互に連携・協力することが必要であり、活動内容の一層の充実と子どもと本とをつなぐネットワークの広がりにより、子どもたちが「いつでも」「どこでも」読書に親しめる環境の整備が図られます。

特に市立図書館には、子どもの読書活動を推進する中心的な役割を果たすことが求められており、単独では実施や継続が困難な取り組みへのサポートや、新たな連携の(※)コーディネートを積極的に行っていく必要があります。

【具体的な取り組み】

(1)(※)職場体験や見学の受け入れ〔所管課等：図書館・学校・幼稚園・保育園〕

子どもたちが市立図書館を見学する際などに、幼児を対象とした臨時のおはなし会や「えほんがうごくえいがかい」を開催するなど、おはなしの世界の楽しさを体験することにより、読書に興味を持てるよう導きます。

また、職場体験や見学を積極的に受け入れ、図書館の機能や役割、働くことの意義について各発達段階に応じた理解により、読書の大切さと図書館利用の促進、さらには、働くことの重要性について体験を通じて学ぶ機会を提供します。

(2)(※)放課後子ども教室などにおけるおはなし会の開催〔社会教育課・図書館〕

中央公民館において、小学生を対象に開催する(※)「子どもキラットスマイル広場」や放課後子ども教室などに、図書館司書が出向いておはなし会や読み聞かせを実施するなど、読書機会の提供と読書に対する関心を高められるよう取り組みます。

(3)地域ボランティアの育成〔図書館・関係団体〕

依頼のあった学校や地域などに図書館司書を派遣し、読書に関する講座の開催や様々な相談に応じるなど、地域ボランティアのおはなし会や読み聞かせなどに対する技術の向上を目指します。

(4)学校間及び学校と市立図書館間の連携・協力〔図書館・学校〕

学校間及び学校と市立図書館間における相互貸借システムを構築し、蔵書の相互利用による資料不足の解消と有効活用を目指します。

(5)幼稚園、保育園、こども園における読書活動〔図書館・幼稚園・保育園・こども園〕

日々の保育の中で絵本の読み聞かせを行ったり、園児が自由に絵本を手にとることができる絵本コーナーを設置するほか、幼稚園、保育園、こども園に図書館司書やボランティアが出席して、絵本を中心としたおはなし会や読み聞かせなどを実施します。

(6)学級文庫サービスの実施〔図書館・学校〕

小・中学校と市立図書館との連携により、各学校からの要請に応じて不足する図書などの資料を補うために、市立図書館が所蔵する資料を提供します。

(7)小学校入学お祝い事業の実施〔社会福祉協議会・図書館・学校・〕

社会福祉協議会と市立図書館との連携により、小学校に入学したばかりの児童を対象に作成したブックリスト「小学1年生へのおくりもの」を配付し、リストに掲載した本の中から希望の本をプレゼントします。

(8)関係機関との連携事業〔図書館・関係機関〕

ボランティア団体・民間団体・民間企業などが持つノウハウや人材を活用した取組みは読書活動を一層推進することが期待されます。子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げられるよう、関係機関と連携し事業に取り組みます。



5. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を推進するためには、改めて大人が読書活動の意義について理解を深め、推進する気運を高める必要があります。子どもの読書活動の推進のために実施される様々な取り組みを、まず、大人が理解して実行しなければ、子どもの読書意欲を高め、習慣づけることはできません。

そのため、日頃の取り組みに加え、4月23日の「子ども読書の日」や10月27日の「(※)文字・活字文化の日」には、その趣旨にふさわしいおはなし会や絵本の展示などを行うとともに、広報「やちまた」、図書館だより、市ホームページ及び図書館ホームページなど、あらゆる機会を捉え、子どもをはじめ大人や関係機関・団体などに対し、広く情報を発信するよう努めます。

【具体的な取り組み】

(1)市のホームページ、広報「やちまた」などを活用した情報提供〔所管課等：秘書広報課・図書館〕

これまで情報提供の主な手段としてきた図書館だよりと図書館ホームページの一層の充実を図るとともに、広報「やちまた」や市のホームページ、市公式SNS、更には報道機関などの(※)情報媒体を広く活用したPR活動と情報の提供に努めます。

(2)子育て関連事業における啓発活動〔子育て支援課・健康増進課・図書館・社会福祉協議会〕

子育て支援課、健康増進課との連携により開催する「はいはいよちよちおはなし会」、社会福祉協議会が主催する「福祉まつり」や児童館、おやこサロン「ひまわり」、子育て支援センター「にこにこルーム」、など、子育て関連事業を活用したおはなし会、本の読み聞かせ及び本の展示などの啓発活動に取り組みます。

(3)「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」におけるイベントの実施〔社会教育課・図書館〕

4月23日の「子ども読書の日」、10月27日の「文字・活字文化の日」にちなんだイベントを企画するなど、子どもの読書活動の推進に努めます。

6. 推進体制の整備

本計画を実りあるものとするためには、計画に掲げた各種取り組みを着実に推進することが重要であることから、家庭、地域、学校及び図書館などの連携・協力体制の確立と市役所内各部署の連携の強化を進めます。

また、必要に応じて、取り組みの状況を「八街市図書館協議会」に報告して、意見を求めるなど、社会全体で子どもの読書活動に関する取り組みの総合的、かつ計画的な推進に努めます。

【具体的な取り組み】

(1) 推進体制の整備〔所管課等：各関係機関・関係団体〕

各関係機関や団体との連携・協力体制を強化し、家庭、地域、学校及び図書館などが一体となった取り組みを進めるとともに、ボランティアの育成とボランティアが活躍できる場所の提供に努めます。

(2) 計画の進行管理・評価〔各関係機関・関係団体〕

本計画に掲げた事業を推進するため、各関係機関間・関係団体間において相互の情報提供、情報交換を行うなど、事業の進行管理を行うとともに、毎年読書調査を実施し進捗状況の点検・評価を行い計画全体について必要な修正を行います。



《 資 料 編 》

〈用語の説明〉

【ア行】

移動図書館 [P3]	図書館資料と職員を自動車に載せ、市立図書館から離れている地域を対象に図書館サービスを提供します。B M (Book Mobile)
インターネットサービス [P19]	インターネットを通じて予約や貸出状況の確認などができるシステム。利用にはパスワードとメールアドレスの登録が必要です。
うちどく（家読）[P13]	家庭での読書を通じて、家族間のコミュニケーションを図る取り組み。「家族で同じ本を読む」「子どもが大人に本を読み聞かせる」「家族で同じ時間に本を読む」などの楽しみ方があります。
うちどくノート [P14]	うちどくの取り組みを家族の読書の記録として、また成長の記録や記憶として残すことができ、読書体験を共有できるノート。
L Lブック [P5]	障害の有無にかかわらず、誰もが読書を楽しめるよう、やさしくわかりやすく書かれている本。
円卓会議 [P18]	参加者間の相互関係や席次の明確化を避けるなどの目的で懇談的に意見を交換する会議。
大型絵本 [P22]	複数の子どもたちの前での読み聞かせなどに使う大型の絵本。
おはなし会 [P4]	子どもたちを集めて、絵本の読み聞かせや昔話・創作童話などを聞かせる会。子どもに対する図書館サービスの一つとして行われ、本の世界の素晴らしさや豊かさを、子どもに直接伝えることができ、その後の読書へのきっかけになります。
おはなし会スペシャル [P4]	市立図書館でのおこなう、対象年齢に制限のない、申込制のおはなし会。大型絵本やパネルシアターや手遊びなどをジュニア司書やジュニア司書マイスター、おはなし会ボランティアの協力のもと、年に4回程度開催しています。
おはなし会ボランティア [P4]	図書館が主催するおはなし会において素話や、パネルシアターなどを行うほか、おはなし会運営の補助を行うボランティア。
おひざでだっこのおはなし会 [P4]	市立図書館で毎月第4火曜日、0～3歳児とその保護者を対象に、わらべうた、手あそび及び絵本の読み聞かせを行います。
おやこサロン「ひまわり」[P29]	朝陽幼稚園内に設置された妊娠中の方や子育て中の方の交流の場。子育て支援サポーターによる子育てなどに関する相談、子育ての関連情報の提供もあります。

【カ行】

学習指導要領 [P16]	全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの。
学級文庫サービス [P16]	市立図書館が、生徒、児童の読書習慣の確立と促進のために、学校の各教室に備えられた学級文庫の充実をサポートするサービス。
学校読書調査 [P7]	毎年全国学校図書館協議会が実施する全国の小・中・高等学校の児童生徒の読書状況に関する調査。
学校図書館 [P16]	教育課程の展開と児童生徒の健全な教養の育成に寄与することを目的に、小・中・高等学校に設けられている図書館。
学校図書館支援員 [P17]	学校図書館法により、学校図書館の運営の改善及び向上、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進並びに学校図書館の充実を図るために置かれた支援員。
学校図書館司書 [P16]	専門職員として、学校図書館内の活動を主な職務とし、児童生徒の読書環境を充実させ、読書意欲を高め、豊かな心を育てる役割を担います。
G I G A スクール構想 [P1]	義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用パソコン（タブレット端末）と高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画。目的は子どもたち一人一人の個性に合わせた教育の実現にあります。
教育改革国民会議 [P2]	教育改革について幅広い検討を行うために、小渕恵三内閣総理大臣当時に設置された私的諮問機関。
教育支援センター「ナチュラル」 [P5]	学校に行きたいけれど登校するきっかけがつかめない、市内の小中学生を対象に心を落ち着けて自己と向き合う時間をつくったり、集団生活への適応を支援する施設。
語彙（ごい） [P16]	ある言語体系で用いられる単語の総体。ボキャブラリー。
校内一斉読書 [P16]	学校での朝学習の時間などに、全校一斉で読書に取り組み、本に親しむ活動。
子育て支援センター [P14]	保育士が子育てへの不安や悩みなどの相談に応じる施設。八街市では実住保育園と私立八街かいたく保育園、生活クラブ風の村保育園八街の3園及び明德やちまたこども園に設置。
コーディネート [P27]	各部を調整し、全体をまとめること。また、服装・インテリアなどでの色柄、素材及び形などが調和するように組み合わせること。
こども園 [P6]	幼児教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせもっている施設。
子どもキラットスマイル広場 [P27]	社会教育課が窓口となり、週末の子どもの居場所づくりとして、手工芸、工作、レク及び昔遊びなどが体験できる取り組み。
子どもの読書活動の推進に関する法律 [P1]	子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動をめぐる施策など、総合的、かつ計画的に推進することを定めた法律。

子ども読書の日 [P24]	「子どもの読書活動の推進に関する法律」により毎年4月23日が「子ども読書の日」と定められており、国民に広く子どもの読書活動について関心と理解を求めるとともに、子どもの読書活動の一層の推進を目的とします。
---------------	---

【サ行】

サピエ図書館 [P5]	全国視覚障害者情報提供施設協会が運営し、視覚障がいのある人や活字による読書が困難な人に点字図書や録音図書のデータを提供するネットワークシステム。
さわる絵本 [P23]	直接、手で触ってその形が確認でき、感触を楽しめるようにした絵本。
視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律 [P19]	視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進すること等を定めた法律。
授業支援サービス [P5]	先生が授業などで同じ本が複数必要な場合に市立図書館が学校に関連図書を貸し出しするサービス。
司書 [P14]	利用者が求める情報を、より効果的に提供するために、講習会などにおいて必要な科目を修了した者で、図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務及び読書案内などを行う専門的職員。
司書教諭 [P16]	学校図書館法により、全国の12学級以上の小・中・高等学校に配置される教諭。学校図書館における資料整理、貸出及び読書指導などの日常業務を行うなど、子どもの読書活動推進の担い手となります。
視聴覚機材 [P19]	児童・生徒の視覚・聴覚に直接訴え、教育の効果を高める視聴覚教育や青少年の健全育成、家庭教育などに用いる機材。プロジェクターなどの機材やビデオ・DVDなどの教材。
知っ得・納得やちまた出前講座 [P14]	学校や地域などに司書職員が直接出向いて開催する講座。絵本の読み聞かせ講座、絵本の選び方を学ぶための講座など。
児童館「ひまわりの家」 [P4]	児童福祉法に基づく施設で、0歳から18歳未満の子どもたちが自由に利用することができる施設。館長をはじめ専門的職員（児童厚生員）がいて、子どもたちの遊びの指導を行う。
児童クラブ [P5]	仕事などで保護者が不在の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供するなど、子どもの健全な育成を図ります。
ジュニア司書 [P4]	読書の面白さや素晴らしさを学校や家庭に広める読書リーダーとなるために、司書としての知識や技術をジュニア司書養成講座で学んだ中学生。
ジュニア司書マイスター [P4]	ジュニア司書としての活動を修了し、より専門的に八街市立図書館の活動に携わるメンバー。

情報媒体 [P29]	何らかの情報を伝達するための媒（なかだち）となるもの。新聞、雑誌、テレビ及びラジオなど。
書架 [P9]	本を並べておく棚。本棚。
職場体験 [P27]	中学校などの教育課程の中の特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、生徒たちに地域社会の様々な事業所で、職業の現場を体験させること。
素話（すばなし）[P6]	道具も何もいらない素朴なお話。語り手は本を読むのではなく、お話をいったん自分のものにして、その人の声と言葉で語ります。
S P E E D++ [P15]	月初めに市立図書館が発行する、前月に入った新しい本やこれから入る本などの情報を掲載した印刷物。
選書 [P19]	図書館で所蔵すべき資料を選定すること。もともとは、厳選された図書を意味します。
相互貸借 [P16]	図書館が利用者の求める資料を所蔵しておらず、購入することも難しい場合、その資料を所蔵する他の図書館から借用し、利用者に貸し出しをすること。
蔵書 [P16]	書物を所蔵していること。また、その書物。
全国学校図書館協議会 [P7]	全国的な視野に立って、学校図書館の充実発展と青少年の読書の振興を図るために活動する公益社団法人。

【タ行】

団体貸出 [P5]	図書館が学校や地域の子ども文庫、幼稚園や保育所、PTA、ボランティアグループ、事業所などに、図書館の本などをまとめて長期間貸し出す方法。
地域・家庭文庫 [P14]	子どもと本を結びつけるために、地域の有志の方々などが、自宅や集会場などで本の貸し出しや読み聞かせなどを行うこと。
地域コミュニティ [P21]	地域住民が、消費、生産、教育、医療、スポーツ及び祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会。
千葉県読書バリアフリー推進計画 [P19]	全ての人が等しく読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、千葉県の読書バリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するための指針。令和5年3月に施行。
千葉県の図書館 [P20]	千葉県公共図書館協会が監修する千葉県公共図書館協会の加盟館についての統計書。1959年から刊行。
ちゅうちゅうつうしん [P6]	4・5歳児の保護者への市立図書館からのお知らせ。読み聞かせに適した絵本の紹介や、おはなし会や映画会などの毎月の行事をお知らせします。
手あそび [P15]	歌いながらその歌詞の内容に合った手や指の動きをするなど、歌と手の動作がひとつになった遊びのこと。
ティーンズ [P20]	13歳から19歳の若者。日本では広い意味で10代の若者として使われている言葉。

ディスプレイ [P5]	商品などを効果的に配置すること。また、I T（情報通信）の分野では、パソコンなどの画面を表示する装置。
点字絵本 [P23]	目に障害のある人にも、一緒に楽しめるように作られた絵本。
電子黒板 [P5]	書いた（描いた）文字や図形などを電子的に変換することができるホワイトボードのこと。
電子図書館 [P16]	実際に図書館に来館しなくても、インターネットを通じてパソコンやタブレット、スマートフォンから電子書籍を無料で借りて読むことができるサービス。
読書手帳 [P14]	読んだ本の日付やタイトルなどを自分で記入し、記録しておくことができる手帳。八街市ではジュニア司書などがデザインした表紙の手帳で1冊に144冊記入でき、1冊終わるごとにごほうびシールがもらえます。
図書館協議会 [12]	図書館法により、館長からの諮問に応じて、公立図書館の運営などについて意見を述べるために設けられる機関。
図書館資料 [P14]	図書館が収集、整理し、利用者に提供する資料。
図書館だより [P15]	市立図書館が行う行事などをお知らせするために、春・夏・秋・冬の年4回発行します。
図書リサイクル [P24]	市立図書館において除籍などで不要となった資料を、公共施設、団体、個人などに提供して、有効活用を図ります。

【ナ行】

にこにこおはなし会 [P4]	実住保育園内の子育て支援センターで毎月1回行っている工作あそびの後、図書館司書が参加親子を対象に行うおはなし会。
にこにこルーム [P4]	実住保育園内の子育て支援センター部屋で、保育士が親子へ遊びの提供をします。
ネットワーク [P16]	人と人や組織をつなげる仕組み。また、I T（情報通信）の分野では、通信回路やケーブルなどを通じてコンピュータ同士を接続する仕組み。

【ハ行】

排架 [P19]	資料を請求記号に基づいて、書架に並べること。「配架」とも書きます。
はいはいよちよちおはなし会 [P4]	乳児の10か月児栄養歯科検診開場で、乳児とその保護者を対象に、わらべうた、手あそび及び絵本の読み聞かせなどを行います。
パスファインダー [P23]	あるテーマに関する資料や情報を収集する際に、図書館が提供できる関連資料を探すための手順を簡単にまとめたもの。
パラダイスシアター [P25]	市立図書館が行っている映画会で、子どもから大人までを対象とします。原則として、原作が図書であったものが映画化されたものから選択して上映します。

ビブリオバトル [P23]	立命館大学情報理工学部の谷口忠大教授が考案したゲーム感覚を取り入れた新しいスタイルの「書評合戦」 おすすめの本の魅力を順番に紹介し、最後に一番読みたくなった本を投票で決めるというゲーム。
ひまわりおはなし会 [P4]	八街市児童館「ひまわりの家」と八街市立図書館のコラボ企画。 毎月1回、0歳児~就学前の親子を対象にわらべ歌や手遊び、絵本の読み聞かせなどをおこなうおはなし会。
ブックトーク [P19]	「その本の内容を教えること」ではなく「その本の面白さを伝えること」、「聞き手にその本を読みたいという気持ちを起させること」を目的に、定められたテーマに沿って一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介します。読書に対する興味や幅を広げる上で効果的な方法とされます。
ブックリスト [P3]	ある基準やテーマで選択した本を、推薦・紹介するために作られた簡易な目録。
ブラックシアター [P15]	黒いパネル布（毛羽立ちの良い布）を貼ったボードを舞台に、不織布に蛍光絵の具で色を塗って作った絵人形を貼ったり外したり、動かしながら演じる、おはなしや歌あそび。ブラックライトを照らすと絵人形が色鮮やかに浮かび上がります。
Free-WiFi [P19]	無線LANでインターネットに無料でアクセスできる環境。
文化審議会国語分科会 [P2]	文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、国語の改善及びその普及に関する事項を調査審査し、意見を述べる機関。
放課後子ども教室 [P27]	子どもたちの安全・安心な居場所づくりを目的として、授業終了後に小学校の教室において自主学習や体験活動を行います。
ポップ [P17]	主に、紙を広告媒体としてその上に商品名と価格、又はキャッチコピーや説明文、イラストを手描きしたもの。POP（Point of purchase）

【マ行】

メディア [P1]	情報の記録、伝達及び保管などに用いられる物や装置。media
モバイル端末 [P24]	小型軽量で持ち運ぶことができる小型ノートパソコン、スマートフォン及びタブレット型端末などの情報端末装置のこと。
文字・活字文化の日 [P29]	毎年10月27日。平成17年に、知的で豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与することなどを目的に制定された日本の記念日の一つ。

【ヤ行】

やちまた教育の日月間 [P22]	次代を担う人々が、八街で生まれ育ったことを誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人ひとりが教育に対する理解と関心を深め学校、家庭及び地域が連携し、望ましい教育環境を作ることを目的に、11月12日を課『やちまた教育の日』、11月を『やちまた教育の日月間』と決めました。
------------------	---

八街市読書調査 [P7]	令和４年度（２０２２年）に実施した読書調査。対象は市内の小学生４年生以上の全児童、市内の全中学校生徒、市内にある高等学校全生徒。調査内容は学校読書調査に準じた。
ヤングアダルトサービス [P23]	子どもと大人の間に位置する中学生や高校生など、主に１０代の利用者層を図書館関係者や出版業界ではヤングアダルトと呼びます。児童サービスから一般サービスへの移行を１０代特有のニーズに沿った形で提供するサービスで、YAサービスやティーンズサービスと呼ぶ場合もあります。
読み聞かせ [P15]	本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館職員や保育士、教師が子ども一人ひとり又は小グループに対して行います。本に対する興味を育て、読書へのきっかけとして効果が期待されます。

【ラ行】

リサイクル資料 [P16]	「図書リサイクル」をご参照ください。
リンク [P24]	ウェブページ上で、別のページなどが表示されるように設定されている部分や機能のこと。
レファレンス [P23]	図書館利用者が求める学習、研究及び調査などのために、必要な資料及び情報を図書館機能を活用して検索し、資料の提供や回答をするサービス。

【ワ行】

わらべうた [P15]	子どもたちが日常の遊びなどの中で、子どもたちの表現で口伝えに歌い継がれてきた歌。
-------------	--

〈関係法令など〉

1. 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

2. 「衆議院文部科学委員会における附帯決議」（平成 13 年 12 月 12 日通知）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

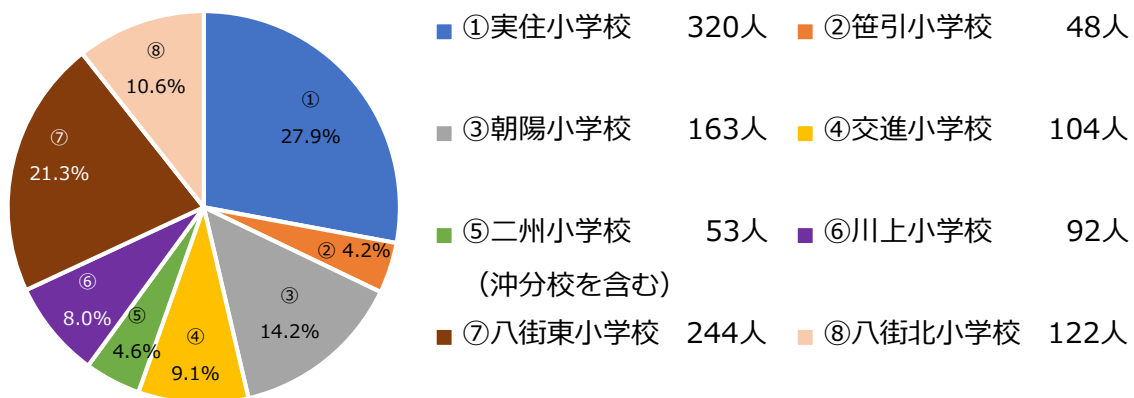
八街市小学校読書調査

対象：市内の小学校4年生以上の全児童

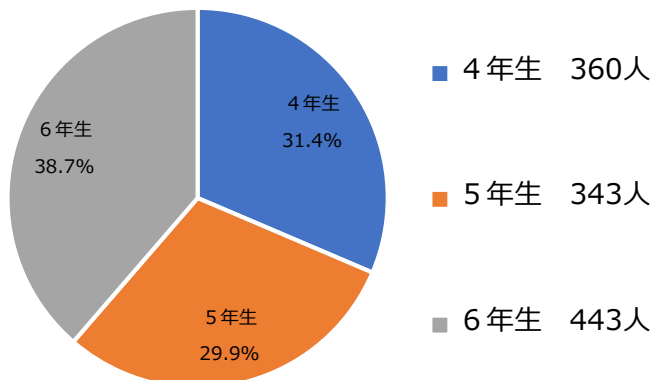
実施期間：令和4年11月1日から11月30日まで

実施方法：1人1台端末によるWebアンケート

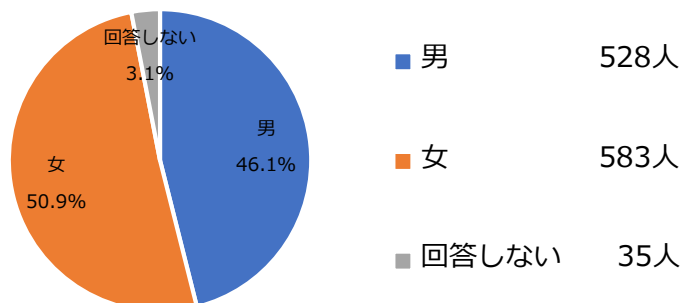
◎あなたの学校を教えてください。
回答数 1,146 人



◎あなたは何年生ですか。
回答数 1,146 人

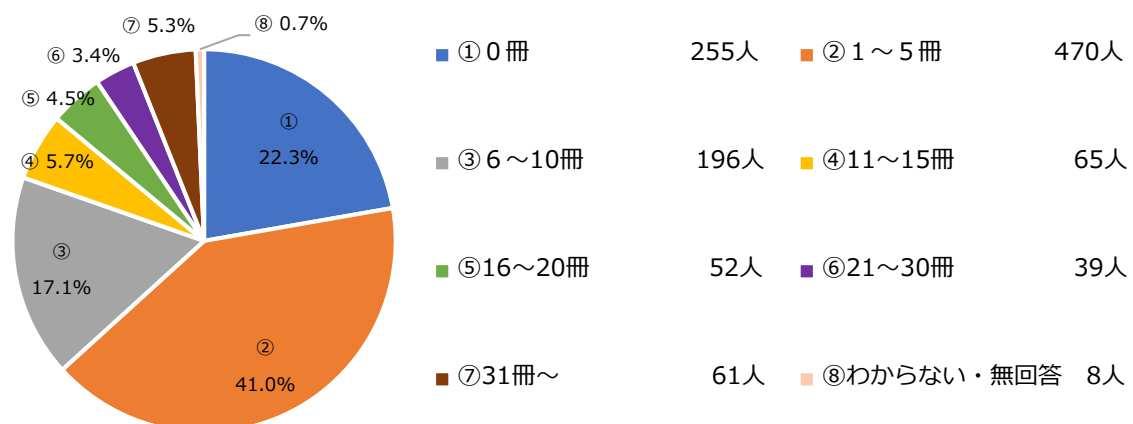


◎性別を教えてください。
回答数 1,146 人



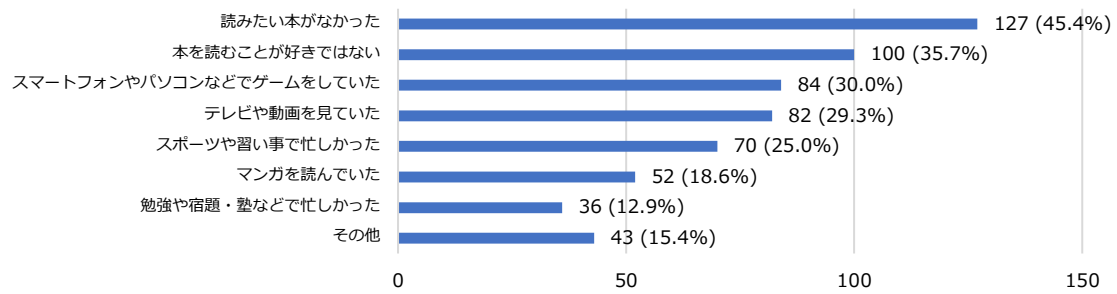
【問1】あなたは10月の1か月間に、本を何冊ぐらい読みましたか。借りて読んだ本も入れてください。(教科書・学習参考書・マンガ・雑誌や付録を除く)。1冊も読まなかった人は0と書いてください。

回答数 1,146 人



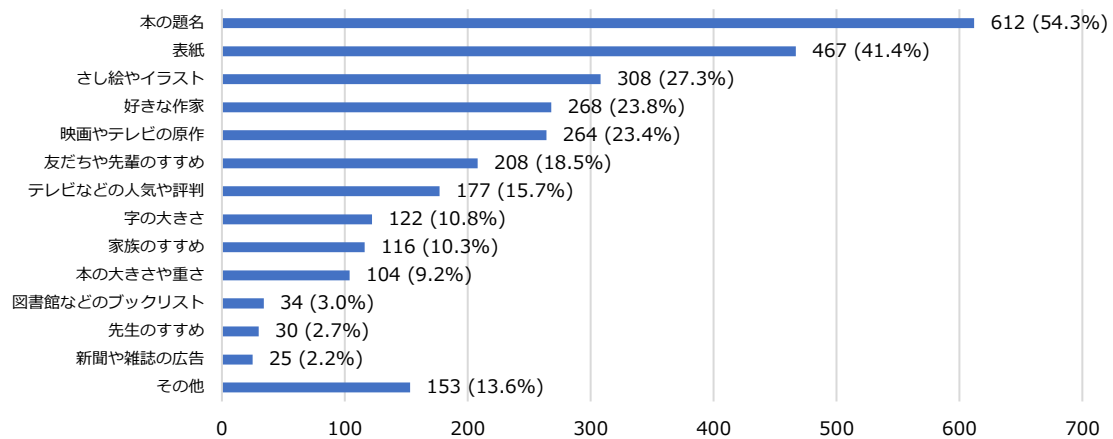
【問2】0冊と書いた人は、なぜ読まなかったのですか。当てはまるものを3つまで選んでください。

回答数 280 人



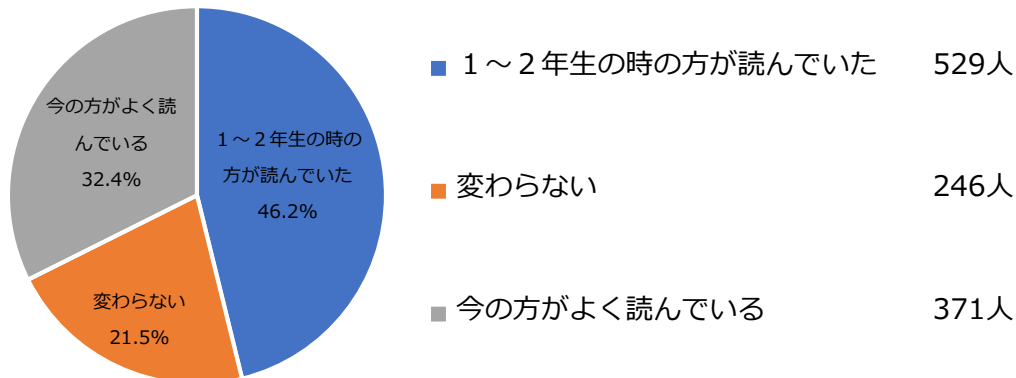
【問3】あなたは、読みたい本を選ぶ時、何を基準にして選びますか。当てはまるものを3つまで選んでください。

回答数 1,127 人



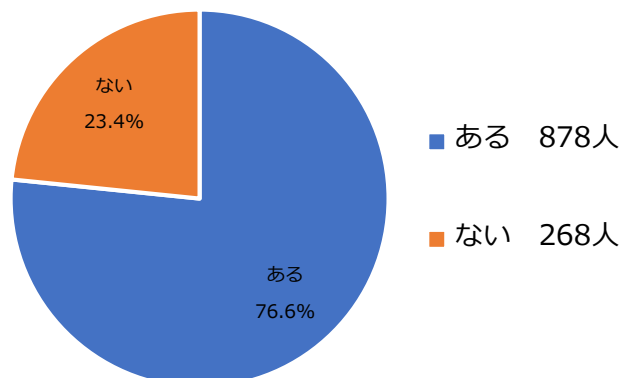
【問4】あなたは、小学校1～2年生の時と今では、どちらの方がよく本を読んでいますか。

回答数 1,146 人

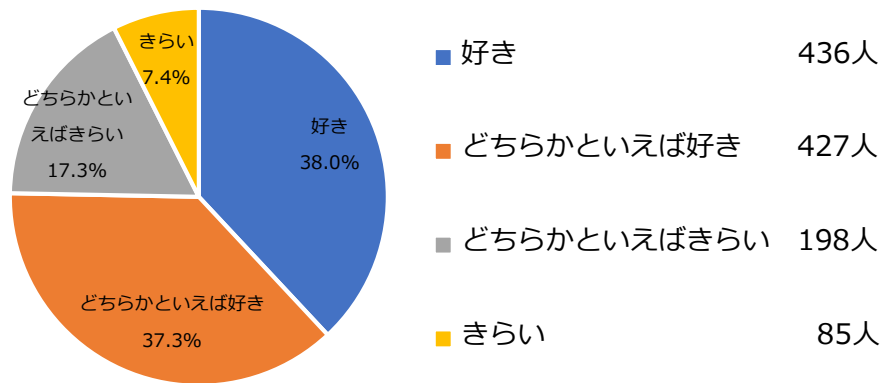


【問5】あなたが、小学校に入学する前、家で親や大人の人に本を読んで聞かせてもらった思い出がありますか。

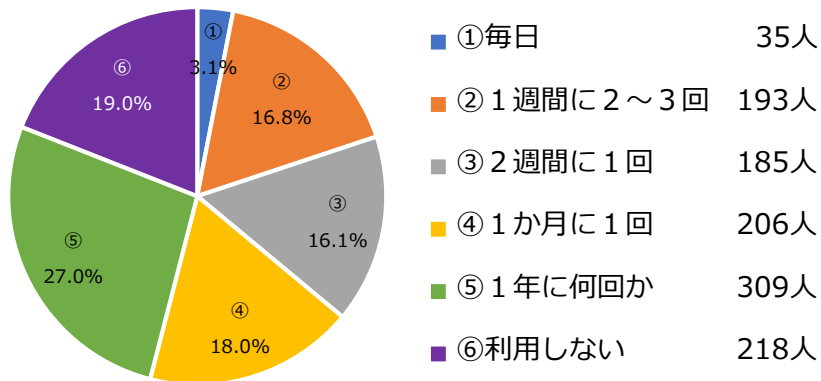
回答数 1,146 人



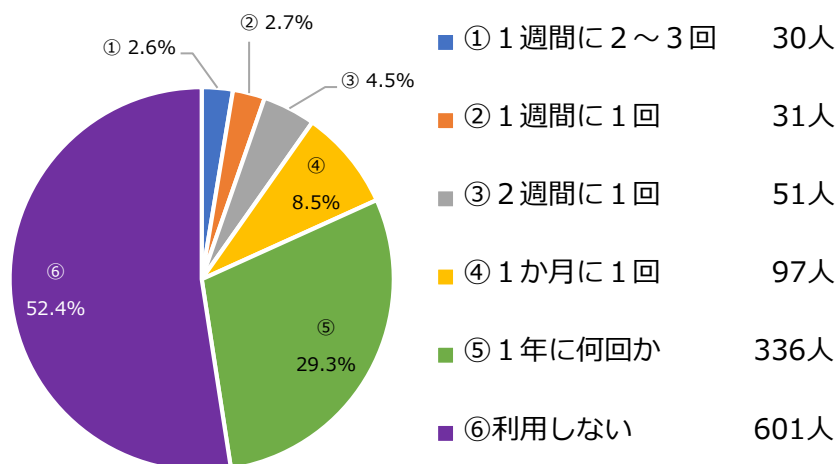
【問 6】あなたは、本を読むことが好きですか。
回答数 1,146 人



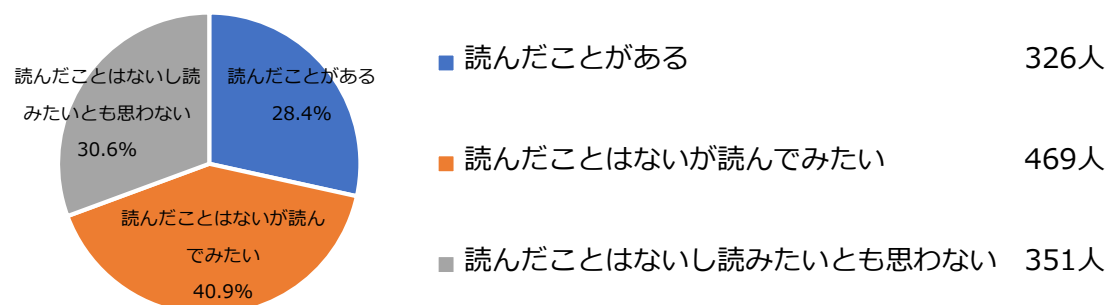
【問 7】あなたは、授業以外で学校の図書室をどのくらい利用しますか。
回答数 1,146 人



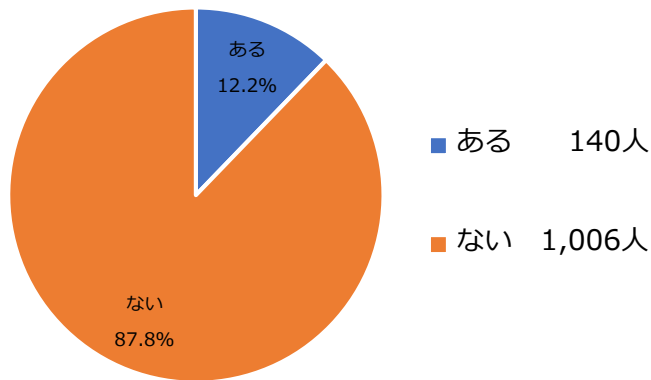
【問 8】あなたは、八街市立図書館や移動図書館車ひばり号をどのくらい利用しますか。
回答数 1,146 人



【問 9】あなたは、スマートフォンやタブレットなどを使って電子図書の読書をしたことがありますか。※電子教科書、新聞・雑誌やマンガの電子版は含みません。
回答数 1,146 人



【問 10】 八街市電子図書館を使ったことがありますか。
回答数 1,146 人



【問 11】 あなたが、今の学年になってから読んだ本の書名を、3つまで書いてください。
(教科書・学習参考書・マンガ・雑誌や付録を除く)
回答数 1,024 人

	書名	人数
1	科学漫画サバイバルシリーズ	48
	ふしぎ駄菓子屋銭天堂	48
3	星のカービィ	46
4	ほねほねザウルス	31
5	名探偵コナン	27
6	ざんねんないきもの事典	25
	空想科学読本	25
8	絶叫学級	24
9	ONE PIECE	23
10	かいけつゾロリ	21
	ミッケ！	21
12	グレックのダメ日記	19
13	ドラえもん	17
14	ノラネコぐんだん	15
	ハリー・ポッター	15
	妖怪の子預かります	15
17	5分後に意外な結末	13
	小説すずめの戸締り	13
19	5秒後に意外な結末	12
	ぼくらの七日間戦争	12
21	怪盗レッド	11
	黒魔女さんが通る！！	11
	十年屋	11
24	天気の子	10

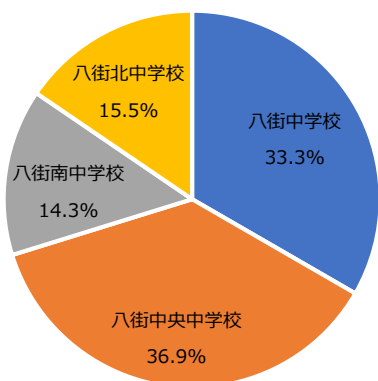
八街市中学校読書調査

対象：市内の中学校全生徒

実施期間：令和4年11月1日から11月30日まで

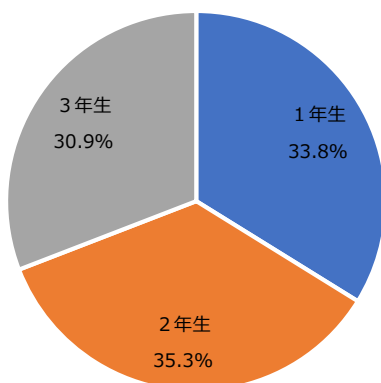
実施方法：1人1台端末によるWebアンケート

◎あなたの学校を教えてください。
回答数 1,014 人



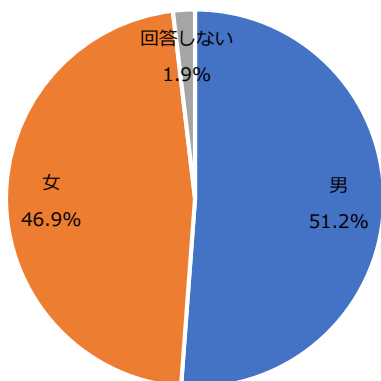
■ 八街中学校	338人
■ 八街中央中学校	374人
■ 八街南中学校	145人
■ 八街北中学校	157人

◎あなたは何年生ですか。
回答数 1,014 人



■ 1年生	343人
■ 2年生	358人
■ 3年生	313人

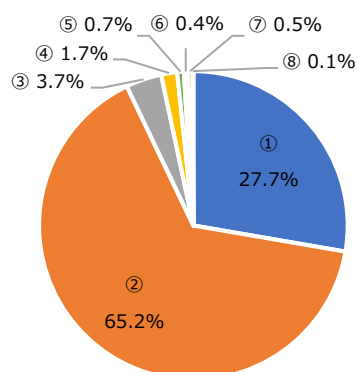
◎性別を教えてください。
回答数 1,014 人



■ 男	519人
■ 女	476人
■ 回答しない	19人

【問1】あなたは10月の1か月間に、本を何冊ぐらい読みましたか。借りて読んだ本も入れてください。(教科書・学習参考書・マンガ・雑誌や付録を除く)。1冊も読まなかった人は0と書いてください。

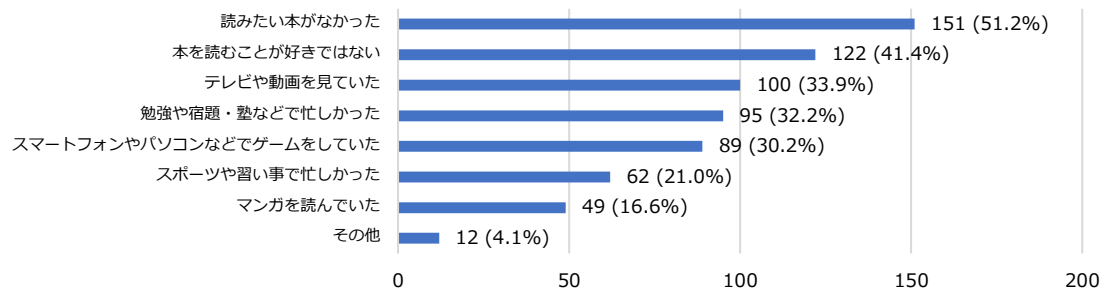
回答数 1,014 人



■ ① 0冊	281人	■ ② 1~5冊	661人
■ ③ 6~10冊	38人	■ ④ 11~15冊	17人
■ ⑤ 16~20冊	7人	■ ⑥ 21~30冊	4人
■ ⑦ 31冊~	5人	■ ⑧ わからない・無回答	1人

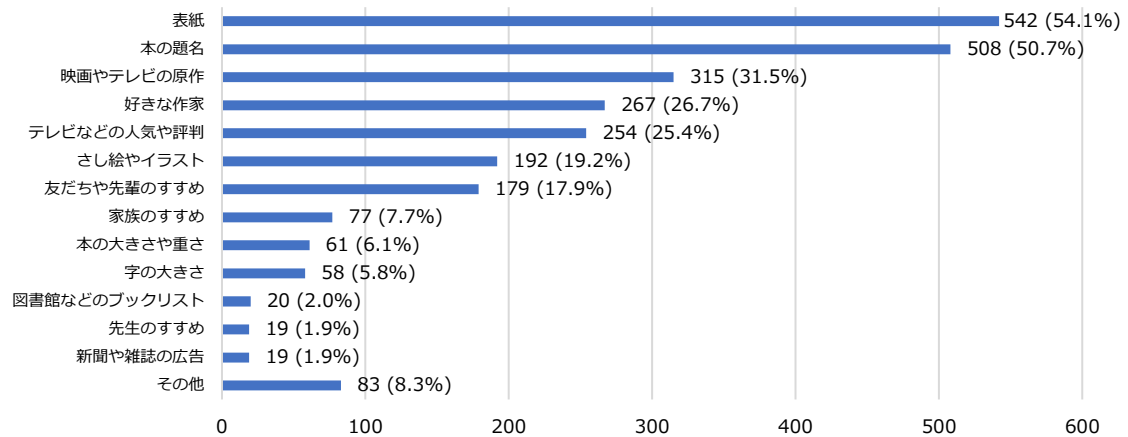
【問2】0冊と書いた人は、なぜ読まなかったのですか。当てはまるものを3つまで選んでください。

回答数 295 人



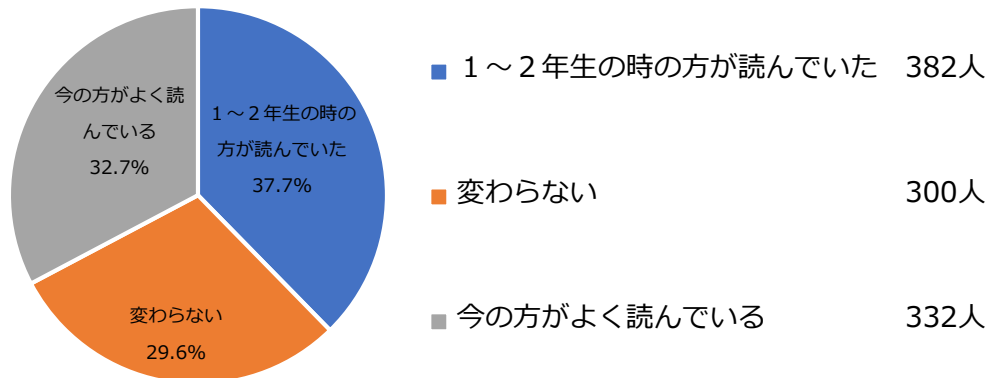
【問3】あなたは、読みたい本を選ぶ時、何を基準にして選びますか。当てはまるものを3つまで選んでください。

回答数 1,001 人



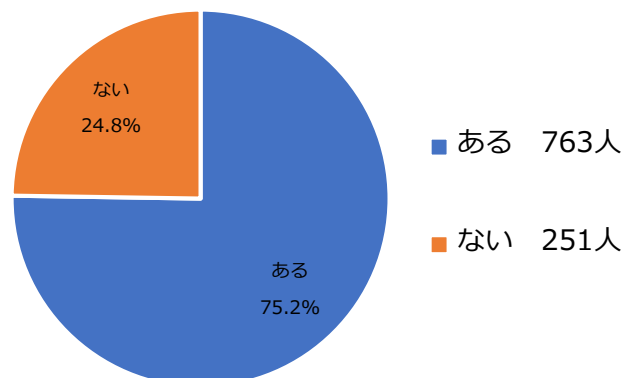
【問4】あなたは、小学校1～2年生の時と今では、どちらの方がよく本を読んでいますか。

回答数 1,014 人

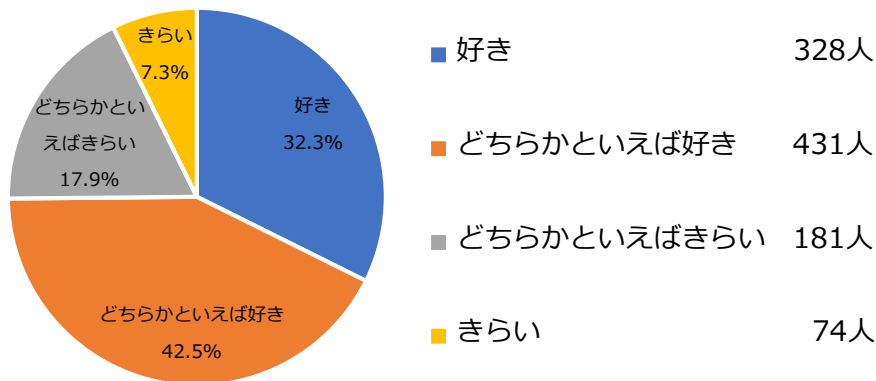


【問5】あなたが、小学校に入学する前、家で親や大人の人に本を読んで聞かせてもらった思い出がありますか。

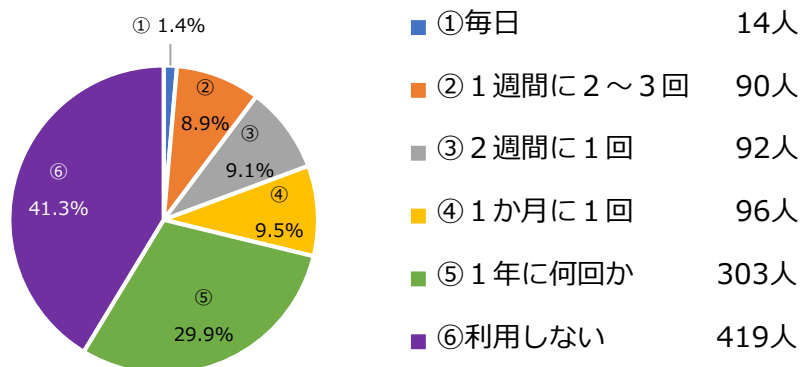
回答数 1,014 人



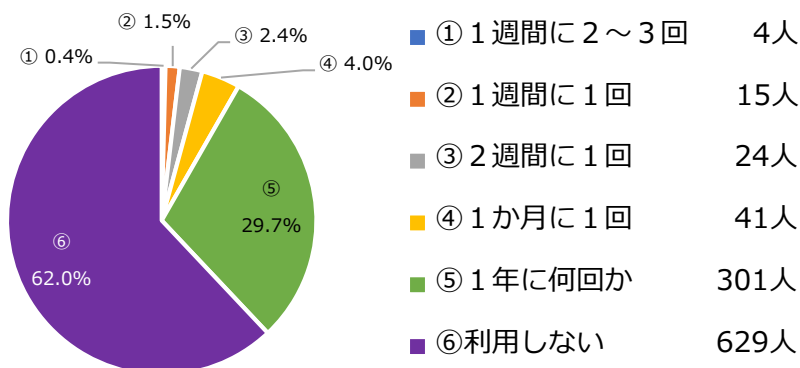
【問6】あなたは、本を読むことが好きですか。
回答数 1,014 人



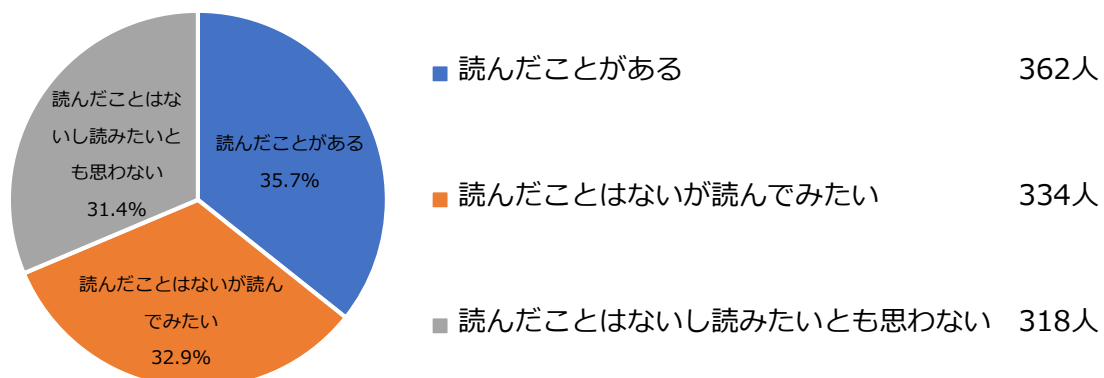
【問7】あなたは、授業以外で学校の図書室（館）をどのくらい利用しますか。
回答数 1,014 人



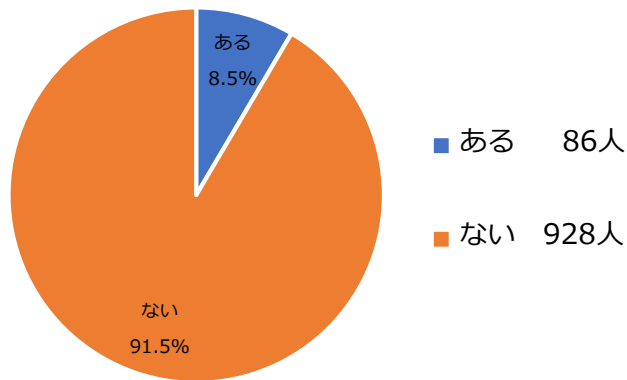
【問8】あなたは、八街市立図書館や移動図書館車ひばり号をどのくらい利用しますか。
回答数 1,014 人



【問9】あなたは、スマートフォンやタブレットなどを使って電子図書の読書をしたことがありますか。※電子教科書、新聞・雑誌やマンガの電子版は含みません。
回答数 1,014 人



【問 10】 八街市電子図書館を使ったことがありますか。
回答数 1,014 人



【問 11】 あなたが、今の学年になってから読んだ本の書名を、3つまで書いてください。
(教科書・学習参考書・マンガ・雑誌や付録を除く)
回答数 841 人

	書名	人数
1	5 分後に意外な結末	39
2	かがみの孤城	23
3	あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。	21
4	人間失格	16
5	今夜、世界からこの恋が消えても	15
6	ハリー・ポッターシリーズ	14
7	すずめの戸締まり	13
	君の膵臓をたべたい	13
	桜のような僕の恋人	13
10	一瞬を生きる君を、僕は永遠に忘れない。	12
	星の王子さま	12
12	ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー	11
13	小説君の名は。	10
	ハイキュー	10
	余命10年	10

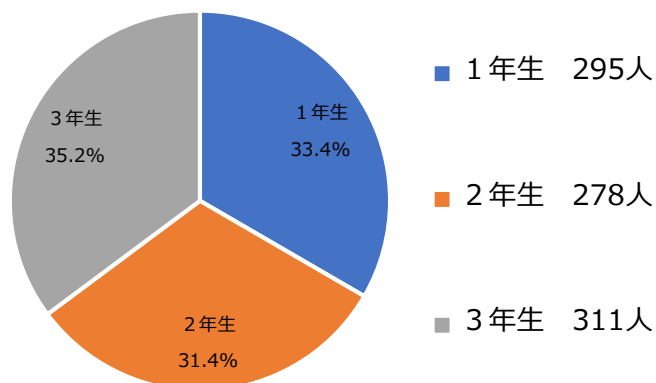
八街市高等学校読書調査

対象：市内の高等学校全生徒

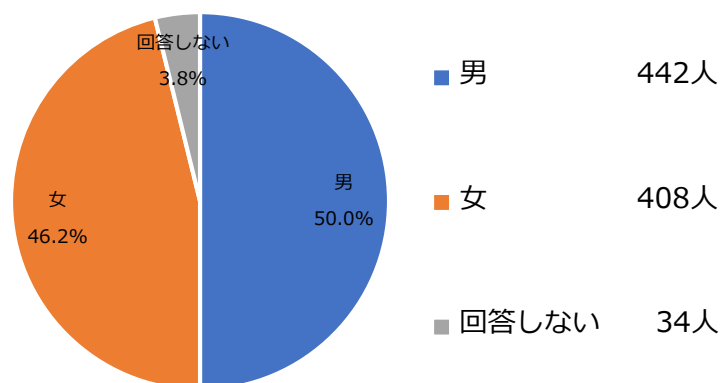
実施期間：令和4年11月1日から11月30日まで

実施方法：千葉県立八街高等学校：アンケート用紙での回答
千葉黎明高等学校：Webアンケート

◎あなたは何年生ですか。
回答数 884 人



◎性別を教えてください。
回答数 884 人



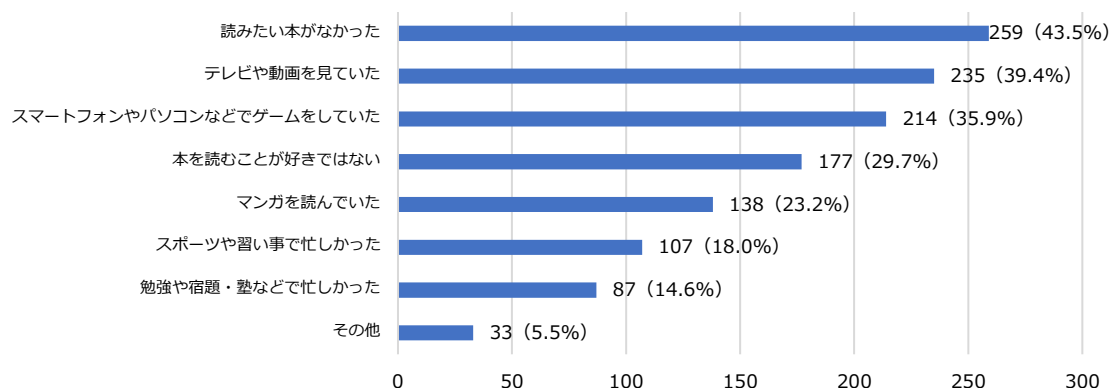
【問1】あなたは10月の1か月間に、本を何冊ぐらい読みましたか。借りて読んだ本も入れてください。(教科書・学習参考書・マンガ・雑誌や付録を除く)。1冊も読まなかった人は0と書いてください。

回答数 884 人



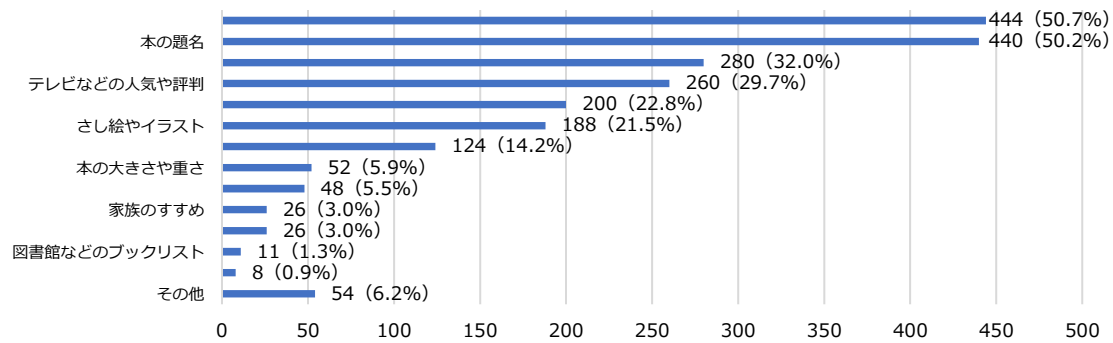
【問2】0冊と書いた人は、なぜ読まなかったのですか。当てはまるものを3つまで選んでください。

回答数 596 人



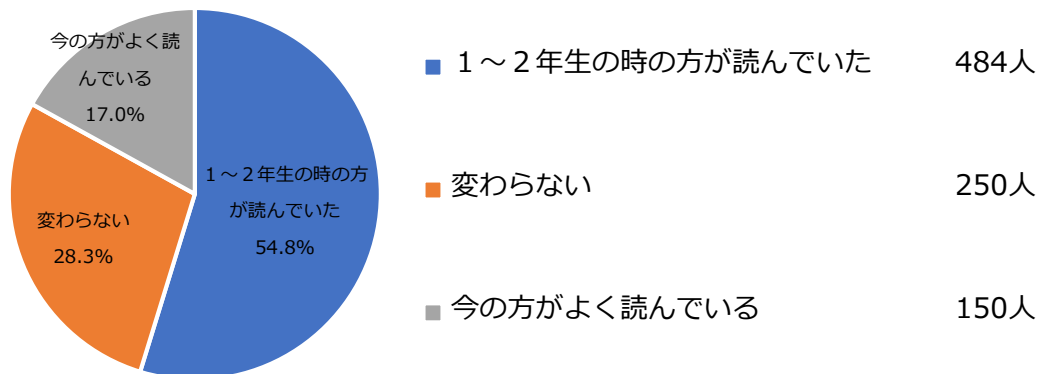
【問3】あなたは、読みたい本を選ぶ時、何を基準にして選びますか。当てはまるものを3つまで選んでください。

回答数 876 人



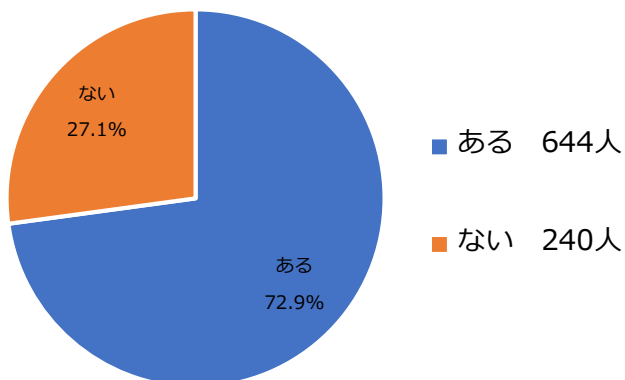
【問4】あなたは、小学校1～2年生の時と今では、どちらの方がよく本を読んでいますか。

回答数 884 人



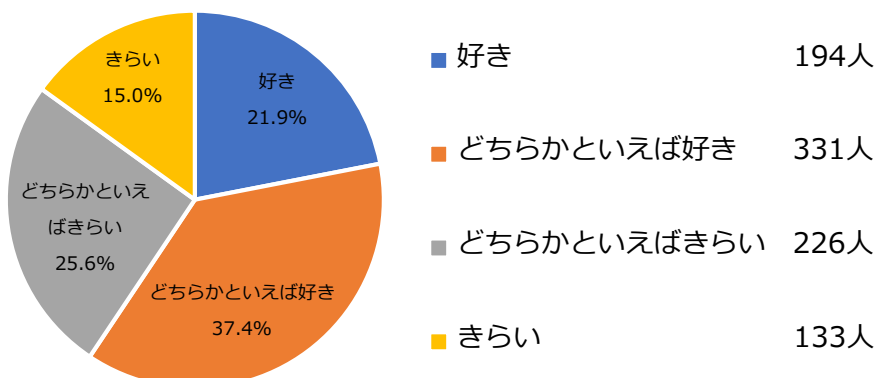
【問5】あなたが、小学校に入学する前、家で親や大人の人に本を読んで聞かせてもらった思い出がありますか。

回答数 884 人

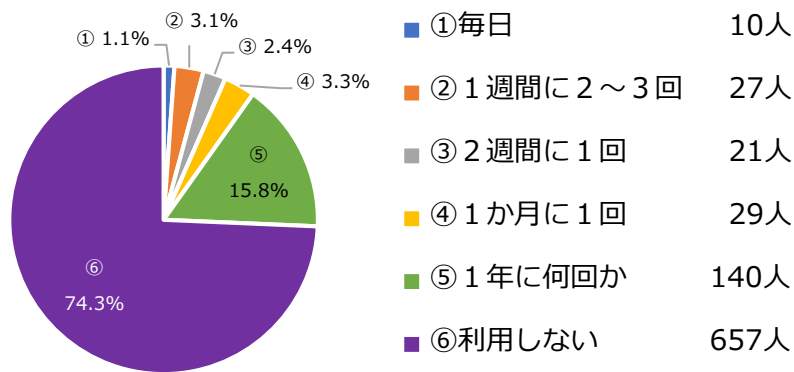


【問6】あなたは、本を読むことが好きですか。

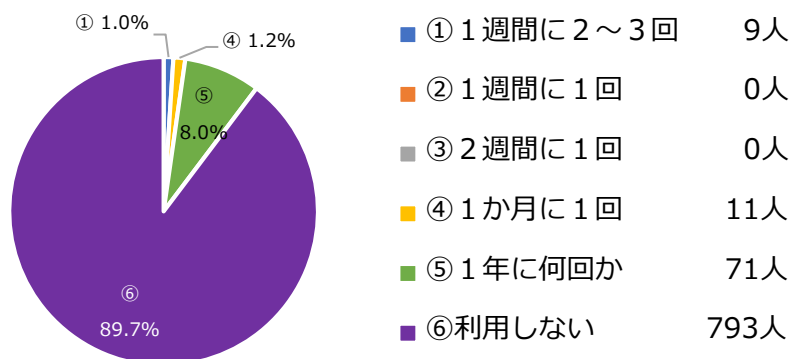
回答数 884 人



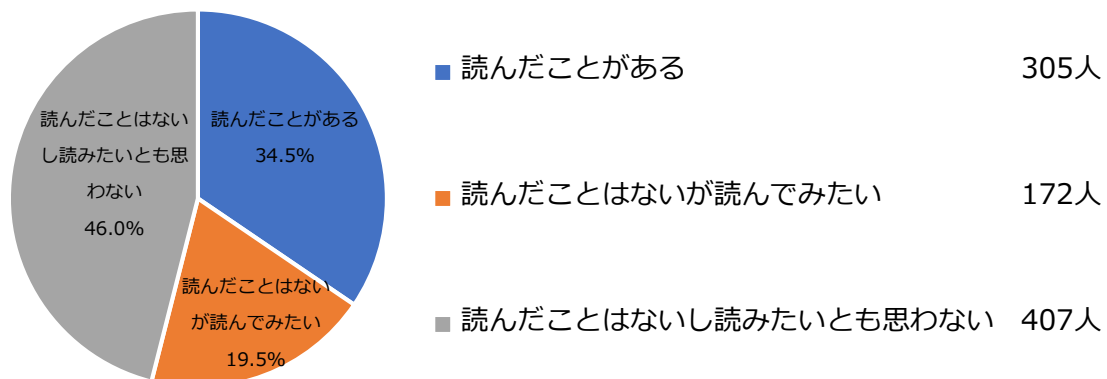
【問 7】あなたは、授業以外で学校の図書室（館）をどのくらい利用しますか。
回答数 884 人



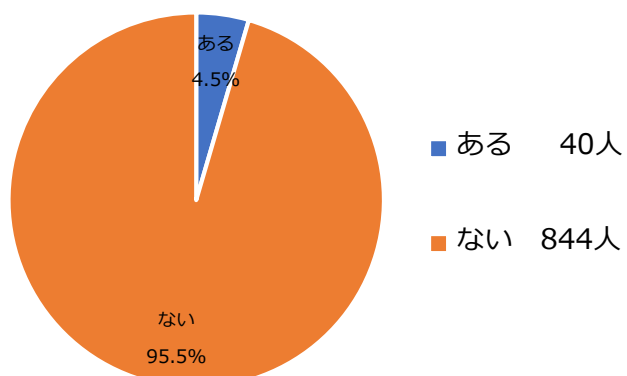
【問 8】あなたは、八街市立図書館や移動図書館車ひばり号をどのくらい利用しますか。
回答数 884 人



【問 9】あなたは、スマートフォンやタブレットなどを使って電子図書の読書をしたことがありますか。※電子教科書、新聞・雑誌やマンガの電子版は含みません。
回答数 884 人



【問 10】八街市電子図書館を使ったことがありますか。
回答数 884 人



【問 11】あなたが、今の学年になってから読んだ本の書名を、3つまで書いてください。
(教科書・学習参考書・マンガ・雑誌や付録を除く)

回答数 425 人

	書名	人数
1	余命 10 年	27
2	君の膵臓をたべたい	14
3	人間失格	11
4	天気の子	10
5	桜のような僕な恋人	10
6	星の王子さま	9
7	かがみの孤城	8
8	かくしごと	7

子どもの数に関する推移

0～5歳園児数

	平成30年度	令和4年度	増加率
幼稚園	391	303	△ 22.5 %
幼保連携型認定こども園	80	136	70.0 %
保育園	847	797	△ 5.9 %
計	1,318	1,236	△ 6.2 %

八街統計書(令和4年版)より

小学生児童数

	平成30年度	令和4年度	増加率
小学生	3,049	2,517	△ 17.4 %

八街統計書(令和4年版)より

中学生生徒数

	平成30年度	令和4年度	増加率
中学生	1,688	1,557	△ 7.8 %

八街統計書(令和4年版)より

高校生生徒数

	平成30年度	令和4年度	増加率
高校生	1,380	1,349	△ 2.2 %

八街統計書(令和4年版)より

計画対象人口

	平成30年度	令和4年度	増加率
人口	7,435	6,659	△ 10.4 %

上記人数の合計

児童クラブ数

	平成30年度	令和4年度	増加率
児童クラブ数	10	11	10.0 %
教室数	13	16	23.1 %

子育て支援課資料より

小学校学級数

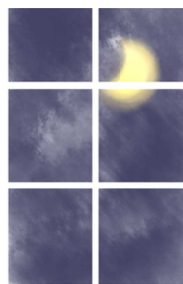
	平成30年度	令和4年度	増加率
学級数	143	129	△ 9.8 %

八街統計書(令和4年版)より

中学校学級数

	平成30年度	令和4年度	増加率
学級数	70	62	△ 11.4 %

八街統計書(令和4年版)より

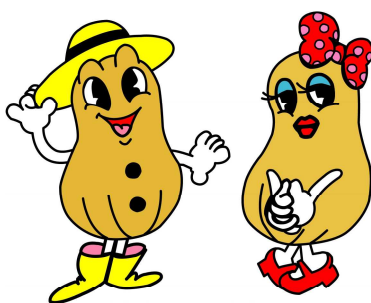


“育て八街っ子”読書計画
～第2次八街市子どもの読書活動推進計画～

発 行 / 令和6(2024)年3月
八街市教育委員会八街市立図書館
〒289-1115千葉県八街市八街ほ800番地1
TEL:043-444-4946
FAX:043-444-4096
Email:toshokan@city.yachimata.lg.jp



八街市の花「ひまわり」



八街市のイメージキャラクター「ヒッピーちゃん ナッちゃん」